

第五章 庶民生活と文化

第一節 古曾部焼とその周辺

遠州七窯と 近世地窯「古曾部焼」は、高槻の全国に誇りうる文化遺産の一つであり、また、幕末・明治古 曾 部 を通じて盛業した高槻の数少ない地方産業の一つでもある。ここでは、近世「古曾部焼」の成立から終焉までを、作者・作風Ⅱ文化的側面と、窯業としての特質Ⅱ産業的側面の両面から見ておきたい。*

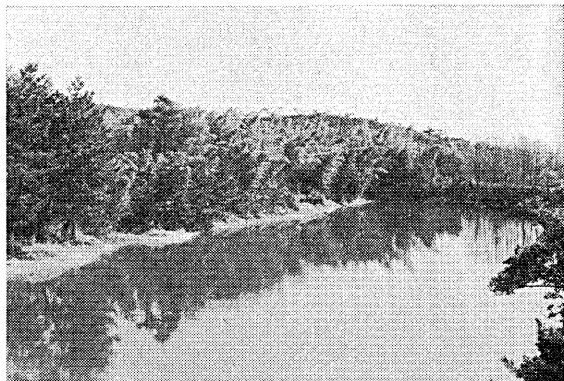
古曾部焼は、巷間、「遠州七窯」の一つであると伝えられているが、この点は今のところ確証になるものが見当たらない。古くは古曾部焼の成立について『日本陶器全書』などで「伝へ云ふ、能因法師肥後国古曾部より来りし本村に住し、手製せるを始となす」などとあるが、信のおけるものではない。遠州好みのものについても『本朝陶器考証』などに、古曾部焼の遠州印が掲載されているが、のちの地窯の「古曾部」印と画然とした区別があるわけではなく、詳細は省くが印形は後代の混同かとさえ思われる。だいたい、遠州古曾部は、戦前までは共箱書の伝世品すら世に出ていない幻の名品であつたらしく、戦後も寡聞にしてこれが公開されたという話を知らない。無論研究者の調査からも遠州窯の跡などというものは発見されていない。

したがって、遠州七窯に摂州古曾部を入れず、伊賀焼を加える説もあるほどである。ちなみに遠州七窯といわれるものはほかに遠江の質侶・近江の膳所・山城の朝日・大和の赤膚・筑前の高取・豊前の上野がある。

しかし、この地域に近世初頭以前に全く窯がなかったと断定するのは早計かもしれない。奈佐原・土室・岡本・真上・古曾部・別所とつづく高槻丘陵の山麓は、たとえば古墳時代の埴輪窯跡が発見されているように、粘土層の断層が露出する部分も少なくないから、かつて何らかの窯があった可能性もわずかながら残しているのである。

*なお、以下の行論の骨子は、杉本捷雄氏の『古曾部焼研究』（昭和一二年東京学芸書院版）に依拠している。いちいちことわらないのでこゝで謝意を表しておきたい。

古曾部焼の成立と さて、近世地窯としての「古曾部焼」は、寛政期に発祥する。古曾部村在の五十嵐四郎京焼業界の状況 兵衛の弟新平は、若い頃、冠中小路の養家先を不縁となり、いったん実家に帰っていたが、まもなく京へ焼物を見習いに出た。京にはとくに頼るあてもなく、めざす師匠とてなかったが、土への憧れやみがたく、ともかくもと実家を出た。彼が数丁の手ろくろを持って、故郷に帰ってきた時はもう四〇



写137 土室埴輪かま跡（市内上土室三丁目・教育委員会提供）

歳に手の届くところで、ひとかどの陶工になっていた。彼が京都のどこで修業したかは伝えられていない。一説には清水の六兵衛窯だろうとされたが、それは三代信平が六兵衛の写し物をよくしたことからの誤伝でもあろうか。また、清水六兵衛の祖が島上郡五百住村の出身であるという話^{〔天防幸彦「高槻通史」も注目される。〕}

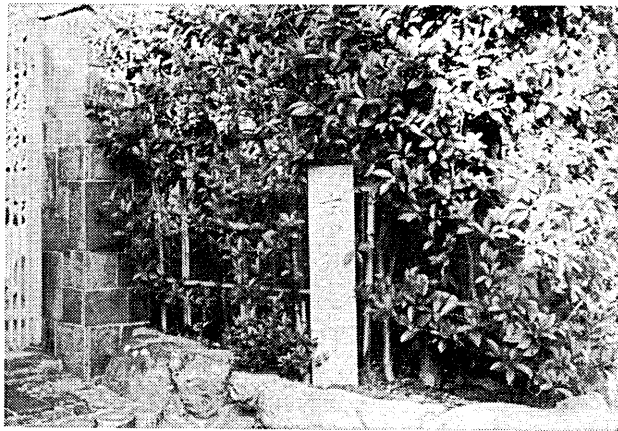
新平が京都に赴いたと思われる安永→天明期の京焼は、製品の面からも流通組織の面からも一つの画期を迎えていた。元禄・享保以前の仁清・乾山などの茶器を中心とした一品の道具物造り、諸大名の京屋敷や朝廷・社寺・豪商などを顧客とする注文生産とこれに寄生する諸道具屋との関係の時代をすぎ、市中町人の食器・酒器などが、木器を完全に圧倒して、家庭内に陶磁器の使用が浸透したのが一八世紀である。これをうけて、音羽・清水・大仏前を含む五条界限と、三条粟田では、陶磁器生産が飛躍的に拡大した。同時に瀬戸・有田などの藩専売に属する蔵物と、信楽などの近郊の地焼が京都に流入しはじめた。おそらくはじめは尾州・肥前国産の蔵物問屋がその販売特権をにぎり、やがては、専門の焼物問屋があらわれた。天明ごろ（一七八〇年）には五条に三〇軒以上の焼物問屋があったといわれ、同二（一七八二）年五月、かれらは結集して「京五条焼物問屋仲間」を結成した^{〔富井康夫「京五条焼物問屋仲間の組織と機能」『社会科学』第一巻三・四合併号〕}。小売商も、製品の種類に応じ、道具屋・茶碗屋・荒物



写138 京都五条坂陶器街（京都市東山区）

屋などの区別が出はじめたのである。

そして、注目されるのはその問屋仲間の支配のもとで窯を共用しながら製陶にたずさわる多くの「焼方」職人の存在であった。当時知られるように、粟田口には奥田穎川・青木木米、五条には初代清水六兵衛などの名工がいて、色陶や写し物に独特の境地を開き、自設の窯を中心に一門の指導を果たしてはいたが、それは無数の陶工のいわば頂点にすぎなかった。「焼方」職人はのちには仲間（組合）を結成するが、そのころは問屋の抱え職人（いわゆる内焼・内窯）と、問屋の注文（誂え）を前貸しをうけながら行い、若干の市立て（仲買いや小売商むけの焼物市に参加すること）も行う、いわゆる「焼屋」に分かれていた。問屋仲間商人は、注文品以外のものも、系列の焼屋から、市立て前に上物を独占することができ、天明八（一七八八）年の大火後、仲間規制が一時は混乱したが、寛政十二（一八〇〇）年に再興された株仲間では、新加入商人は「下物商人」として「込ミ付キ之下より裾物之処」を買い取らねばならなかった。要するに、京五条焼物問屋仲間の結成は、問屋業者間のせり買いや、新商人乱立の阻止だけでなく、窯業という、個人的技量と火勢の偶然などリスクの多い生産過程（焼方）を



写139 古曾部焼窯跡（市内古曾部町三丁目）

差別と規制によって自己の支配下につなぎとめ、生産直売や仲間外商人との取り引きを禁止し、製品の独占をはかることにもその目的があったのである。

新平が飛びこんだ京の焼屋は、まさにこうした状況の渦中であった。彼が、その修行のモニュメントをなにつ残していないことも、こうした世界の中で自らの「なりわい」としての窯を守るには故郷しかないと考えたことを暗示しているのではなからうか。

古曾部焼 彼が郷里で窯を開いたのは、寛政二（一七九〇）年だといわれている。しかし、これの開業 は文政十二（一八二九）年五月、数え年八〇歳で亡

くなったことと、窯を開いたのが四〇歳だといういい伝えからのことである。兄四郎兵衛家の後裔である五十嵐家の所蔵文書から発見された次の一札は、その間の事情をあらわす唯一の史料である。

恐れながら書付を以て御断り申上げ奉り候

一私縁故のもの、京都にて茶碗焼渡世に^{（修行中）}を仕り罷^{（つづら）}り在り候ところ、
 当村東端に相応の土あい見え申し候につき、此度^{（こゝろ）}当村と別所村阿境辺
 にて御免の茶碗いたし見申したき由を、私へ^{（こゝろ）}あい頼み候につき、
 恐れながら書付を以て御断り申し上げ奉り候、なにとぞ御慈悲を以て、
 右御聞き済し成し下させられ候らわば、有難き仕合せに存じ奉り候、
 以上

寛政九巳年三月

古曾部村願主



写140 古曾部焼開業につき口上書（五十嵐家文書）

初代新平が古曾部窯を開く時に藩に提出した免許願いの一札である。文書は差出し人の部分が紙継目の糊がはがれて切れているが、当時村役人だった四郎兵衛が弟のために届け出てやったものである。これによって、古曾部焼窯の公式の開業は、寛政九年だということになる。だからといって、それ以前に窯がなかったかというと、多分そうではないだろう。彼は数年以前から窯を築き、焼物の試作に着手しただろう。あるいは既に注文もうけ、近隣のために商いしたかもしれない。藩の焼物窯の許可規制は、免許札の下付も含めて冥加銀の徴収という経済的意図も若干あったであろうが、主な意図は鍛冶や風呂など火災を起し易い職種を免許制にしたものであろうから、藩側の注意が村役人にきて、遅ればせながらの届け出かもしれない。いずれにしても、定説は一考の余地あるものである。

歴代の古曾部焼の特質を述べる前に、作者の歴代を記しておこう。初代五十嵐新平は先述のように作 者 文政十二（一八二九）年五月没、八〇歳。長男新蔵が二代目を継ぎ新平。嘉永四（一八五二）

年七月没、六一歳。二代目の長男信五郎が三代目をつぎ信平。一八八二（明治一五）年一〇月没、五八歳。三代目の二男八十治郎が四代目をつぎ信平。一九一八（大正七）年八月に六八歳で没している。五代目信平は長男栄次郎が継いだが、先代存命中の大正初年にはすでに窯が廃されたこともあって、巷間五代目は本名の栄次郎で通っている。各世代とも陶工は直系一人に限られているようだが、二代目新平の二男弁蔵だけは後に述べるように陶工としての生涯を選び、三代・四代を補佐して一九〇四（明治三七）年八月、八〇余歳の高齢で没している。また二代新平は誹諧師浪花（大坂）の反古庵天来の門弟で一簣斎信楽と号し、誹諧をよくしたし、三代信平は親譲りの誹諧のほか浪花の書家寺西易堂に書を学び、句会・茶会を盛んに催したと

いう。その興趣は作品にも反映されている。

古曾部焼は、この五十嵐家以外に窯も陶工もなかった。むしろ、「古曾部」の名称は、他の焼物のような陶工集団や窯の所在地をいうのではなく、家伝の歴代新（信）平の木印字にみられるように、五十嵐窯の号（いわば屋号）としての役割も果たしていたと考えてよからう。

作品の特色 古曾部焼の作品は、飯茶碗・醬油差・土鍋・急須・火鉢と注文記・大鉢・手塩皿・ちりれんげ・水壺から植木鉢にいたる

日用雑器と、抹茶茶碗・水指・食籠・菓子鉢・蓋置・香炉・煎茶器・茶托などいわゆる茶器の類に分かれる。全体に初代・二代は稀数で、現存作品量は三代から急激に増えるが、いずれも主流は日用雑器で、茶器は「時たま興味にまかせて造った」「雅陶」〔藪重孝氏稿「古曾部焼の茶」〕であった。

古曾部焼生産は、幕末から維新时期にかけての大坂市中、あるいは枚方・伏見など、料理屋・岡場所などの盛行で飛躍的に増大した。初代・二代の陶作の努力と作風の継承は、京・大坂に愛好者を増やしつづけたし、特定の流通組織や規制をもたない地焼の安価さ、近郊の便利さなどは、需要―注文をのばすうえで有利であった。明治中期、四代信平時代の史料であるが、たとえば、一八九五（明治二八）年三月二日付の伏見



写141 古曾部焼（岸田敏馬氏所蔵）

油掛京橋西入第一一番戸、芳川長春堂の注文書には、

一内安南葉海老絵茶漬茶碗

外波葉ロクロ目付 百人前

但、昨十一月出来之品物ニ無相違様、少しニテモ形カハリテハ先分ニ不合候間、不都^(合)二付、先分見本之通ニシテロクロ目十分コマカク被下度候

一長春堂ノ名有煎茶碗貳百個

但、昨十一月出来ノ品ハ、昨八月出来ノ品ト少々形違、アサ手ニ御座候、此形ハ大イ^(三)惡敷候間、昨八月ニ出来候分尅個ニテモ御座候ハ、夫ヲ見本ニ被下度候、十一月分ハ甚惡し

一^口附海老向皿貳百枚

但海老絵鉄粉ニ少しアイ入、色流レ無御座候様願上候

などとあり、大口の組み物にかなりこまかい色や大きさの指定があるほか、注文者の名を入れさせることが多かった。これは、筆書きのみならず、印で刻することもあったようで、枚方泥町の博愛堂注文書（明治三九年四月一七日）には、

過日参上仕、菓子鉢御頼申上候、尅個十二銭かへ品拾個、尅個廿銭かへ品五個、御面倒ながら御調製ヲ乞

御印ヲ乞

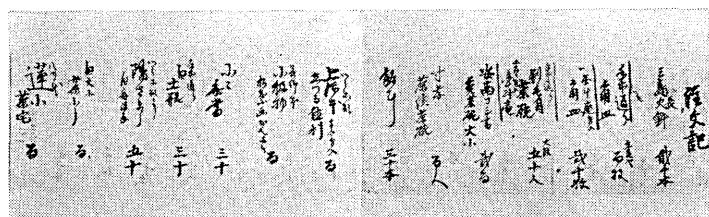
とある。こうした組物や注文先の印入りの古曾部焼の中には作者（窯）印のないものも多かったであろう。大阪高麗橋東詰の古妻屋甚兵衛（青霞堂）の注文した遊里風俗見立ての発句入りの小皿にも、糸底脇に「青霞製」と入れるように指示している。発句の散らし書きは当時の流行らしく、五〇枚五組の中には次のような句もある。

魚釣に出て行昼のいとまかな 小茶屋亭主
 身の上を道々咄す夜さむかな 送供
 栗の花さはらハ落^おん下こ、ろ 娘分
 うつむいて居るも風情や百合の花 新造
 菓湯の戻りにぬれし頭巾かな 僧客
 曳鶴や又舞戻りく 二度の勤

なかなか粋なものだが、このことから、有名な「くらわむかすわむか月のうつる汁」との発句を入れた「くらわんか皿」や「くらわんか茶碗」も、こうした注文品のうちであったと推定される。日用雑器（荒物）と茶器・雅器の間に、大量の注文食器があつて、これが古曾部焼の経営的成長と、「民芸」的な造形美を維持してきたし、その名声を普及する一助ともなった。同時に数多くの作者印をもたない古曾部焼が、瓦礫のように廃棄されたこともまた事実である。そして、明治には古曾部焼に対して各需要者の注文を受けて、集約して発注する商人もあらわれたようである。一八九四（明治二七）年一月の「天正」の発注した総点数二、八〇〇余点の注文記には、

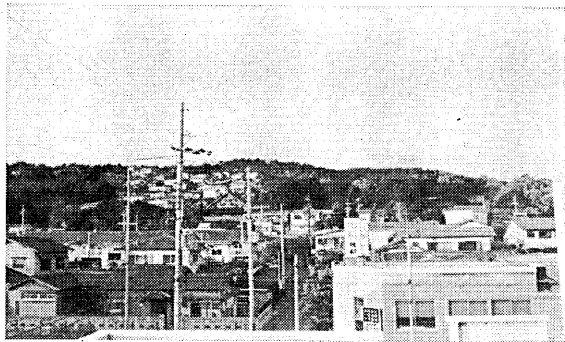
注文記

三島長火鉢 式十本
 立花や百 枚
 手本通り角皿



写142 古曾部焼注文記（谷川家文書）

- 「同金斗庵書入角皿 貳十枚
「手本通り刷毛目茶碗 大阪五十人
ふた二書入金斗庵 (中略)
辰砂青地「一輪花生」り生 三十
土瓶 ハリ半六十
手本通りよじこかし 同人二十
手本通り弁当 米平五十
辰砂青地内白舟形向付 百
- などとあって、はじめ「天正」が料理屋ではないかと考えたが、「はり半」「米平」など、明らかに大阪の料亭と思われる肩書きが注文数の上にあることから、これらの注文と、店売りの自注品とを列記したものと解した。また「立花や」は菓子舗橘屋のことだという〔杉本前掲書〕。
- 古曽部焼に使われた胎土は、真上村慈願寺山の地土で、黄褐色を帯びた粘土質の赤土である。初代・二代はこの土が多かったが、慈願寺山は古曽部村から二〇町（約二・一八キロメートル）も離れているので、明治の中頃（四代・五代のころ）でも運賃込みで四斗俵一杯が四〇銭もしたという。しかも、そこから砂気を取ると使える土が三分の一。出来上がりの窯元値段が、当時抹茶茶碗が一〇個一くくりで三〇銭ほどだったという〔杉本前掲書所収、五十嵐栄次郎氏談〕。このため三代信平あたりから信楽土を多量に使っ



写143 真上慈願寺山（市内月見町）

たが、絵付けのキズや焼ききずもあり、いずれにしても採算を合わすには多量の注文生産をこなすより途はなかった。現在巷間で珍重される海老絵や織部の絵付皿、菊三島や雲鶴の型物は、これら大量の注文品の一部分であったのである。初代以来の楽手の黒・赤・黄釉、三代・四代の作品にみえる辰砂手の緑青釉も、もともと一品作りを意識してのものではないようである。むしろ、古曾部の場合、堪能な墨筆の書などを指定した一品の注文がみられる。ある注文文には、

(前略)

梅之朴花生

先之通りニッ

後ろ之方へ小さく書付候事

矢部さまへ浪花ミやけの

御しるしを心古曾部に

こめし花活

加寿汁

同じく

若様へ浪花みやけの

御しるしを心古曾部に

こめし花活

加寿汁

とあって、献呈の対象を銘記した注文もみられる。

また、明治元(一八六八)年には、当時京都で著名な画家田能村直入が、還暦祝いの配り物として自筆画の入った抹茶茶碗を千個一度に注文している。^{*}

このような大量の製陶を注文の期日に納め、あるいは、古物商・荒物商渡りの店売り物もあわせてつくるためには、当主以外に、数人の職人を含めた相当量の労働力が推定される。四代当時に、淡水と称する職人の

いたことが知られている〔前掲書〕が、先にふれた二代信平の弟弁蔵も、彼自身の作品が稀少なところから、（古物商であったという説もあるが）古曾部焼の家業を助けた一人であったと考えられる。四代信平は二男で、父の没年にはまだ三〇歳余の若年でありながら多量の作品を佩出したことは、弁蔵らの補佐なしには考えられないであろう。古曾部焼経営は、幕末には、家内手工業の枠を脱却しえないながらも、一つの在方産業として大きく展開していたといえよう。

* 古曾部焼に関係した文人としては、田能村直入のほかに、京都の管楯彦（画家）、紫水和尚（大徳寺）、五郎助（五条焼陶工）、富田の富久太年（画家）、三島五山（慶瑞寺住職）、庄所の久保田亀次郎（俳人）、大阪京町堀の明田三兵衛などが知られている。

明治期古曾部焼の地位 最後に、明治後半期（四代信平時代）における、古曾部焼の地位を物語る興味深い史料がある。年代が明記されていないが、東京三省堂の「器械標本部」用箋に認められた、古曾部焼注文の封書である。

拝啓、貴店益々御隆盛恭賀し奉り候、さて貴店御製造の古曾部焼、弊堂販売の日本産陶器標本用として購入致したく、



写144 五十嵐信平あて三省堂浅原新助書状
（谷川家文書）

即ち古来古曾部焼との特色を有せる品、なるべく小形なるもの、壺個十錢迄のもの、及び壺個二十錢迄のものの購入仕りたく、若し在产品ニ候ハバ、十錢迄の品百五十個、二十錢迄のもの参十個、至急御送付下されたく、御注文申上げ候、湯呑か煎茶々碗か急須、一輪差等の經三寸迄の品希望仕り候、教育品に付き広告とも相成り申すべき次第、精々御割引下さるべく願ひ上げ候、まずは御依頼まで、草々

五十嵐信平殿

九月四日

浅原新助

当時三省堂は、外国向けも含めた教育教材の標本の製作・販売を行っており、おそらく額装形態の標本だろうと思われるが、「日本産陶器標本」の素材の一つとして古曾部焼を選択しているのである。遠州七窯の伝承にひかれてのものがどうかは不明であるが、日本陶芸を代表するものとされながらも、それが芸術的サンプルではなく、生活資料・風俗資料・産業資料としてのサンプルとして利用された点に特色があろう。一方では京阪の文人に珍重された雅陶でありながら、明治期の全国的評価として、瀬戸・粟田・信楽などの、生活用具としての製陶群の中に、古曾部焼もまた一つの座を占めていたといえよう。

古曾部焼には二つの顔がある。一つは土と火のロマンであり、美と生命の結晶である。そして今一つは、業（なりわい）としての民具であり、汗と脂の結晶である。現在、巷間の評価が、もしこのいずれかに偏っているとしたら、高槻の文化遺産としては、不幸な結果といわざるを得ない。

第二節 庶民のくらしとしきたり

村落「自治」

と 村 掟

近世の農民生活にたいする幕藩権力支配のしくみは、石高制のもとで村単位に年貢収奪を行うかたちであった。しかし、村あるいは町といった生活共同体の現実の場では、農業生産や小商業を営むうえで、あるいは当時の生活体系には不可欠な氏神祭祀や年中行事を執り行ううえで必要な村民、あるいは町民の独自の意志決定の機関、すなわち、さまざまな寄り合いを必要とした。村政の側面でいえば、発展段階の差はあれ、村には高持層を中心とした「村惣中」があり、町には家持層を中心とした「町惣中」があった。富田では初期には「十人年寄（宿老中）」が富田惣中を代表している〔近世〕^{一六}し、高槻城下でも「惣年寄―町年寄」の組織があったという〔近藤家文書〕。それは村場でも同様であった（第一章第三節参照）。水利については「番田組」「五領組」などの水利運営のための村落連合が、領内の支配組織を横断して存在したし、山林入会についても「前里十七カ村」や「虻山立合い六カ村」などがあった。共同体規制といわれるものの多くは、機能を大きく喪失したにせよ、領主側に利用されてゆくにせよ、本来的には村落「自治」の内実であったといえる。

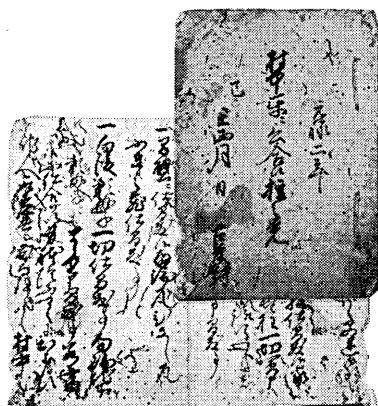
村落「自治」の内容は、農事における共同結合、入会山林・用悪水の利用、災害時や逼迫時の相互援助、神事・年中行事への共同参加などさまざまであったが、それはすべて「村」や「町」での生活機能を維持防

衛していくためのものであったから、その規制・取り決めの厳守はその行政区画の住民すべてに強制された。「村定め」「村掟」がそれである。

近世も初期にあつては、まだ村内の支配構造が領主権力によつて画一化されておらず、前代からの郷村・惣村自治の継承されている部分も多かったので、階層性はあつたにせよ、その取り決めには村民の利害と意志が直接反映していた。その最も尖鋭なものの一つがたとえば慶長十三（一六〇八）年から十四年にかけての柱本村の年貢算用出入一件の際の惣中の申合わせ

〔近世(一)〕や、貞享三（一六八六）年の同村立毛内検の一件についての起請文〔近世(一)〕などが、ほかに古曾部村にも、元禄二（一六八九）年正月の「村中互ニ立合候掟之覚」がある。

そこでは、(一)村中の田畑かよい道（農道）が細く不自由になつてきたので、今後縄手などにいたるまで一鍬も切り取つてはいけないこと、また他人の田畠の妨げになる所に木竹を植えないこと、(二)「面々持来候山」以外に入つて下草などを取らないこと、(三)百姓に似合わぬ「家居・身持」をしないこと、家をたてる時は「寸ぬけ」の外の長柱は一切買わないこと、(四)間壁にしないこと、もちろん瓦ひさし、瓦ぶきの蔵は作らないこと、(五)今後頼母子は一切しないこと、他所の頼母子にも参加しないこと、もし「不慮の不仕合を以て身躰(体)つぶるゝにおよび、他人取立遣し度くと存じ候はば、村中の評番(判)にあわせ、「指図次第」にすること、とい

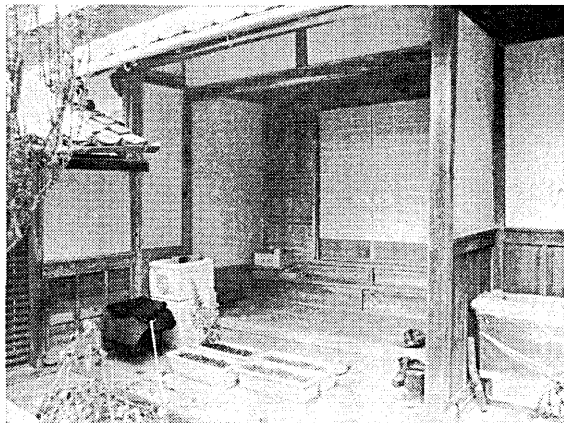


写145 古曾部村掟之覚（五十嵐家文書）

うのである。

これは明らかに農業生産の展開と小農経営の拡大・伸長、いわゆる小百姓の勢力の増大などに伴い、かつての入会・道路などの農作業上の村内秩序や、家作に象徴される家格秩序、潰れ百姓の救済など相互扶助機構の秩序などがことごとく混乱してきたことを示しており、村内上層による伝統的な村内秩序を再編・維持していこうとする努力を反映しているが、同時に領主権力のもとでの村落自治の必要な枠組をも示している。とくに潰れ百姓の救済・再興について、単に経済力のみでなく、「村中の評判」という政治的・倫理的評価を付加しており、村内裁断権の確保の意図がよみとれるのである。

しかし近世後期になるとこうした村内における事情や利益を直接反映した村掟はしだいに姿を消し、主として冠婚葬祭や行事儀礼における節約・倹約を盛りこんだり、出稼奉公の禁止を内容とするものが多くあらわれる〔斎藤家文書・榊家文書・葵木市史〕。高槻藩では財政窮乏にともない、寛政十二（一八〇〇）年・文政三（一八二〇）年など、ことあるごとに六組惣代を召喚して倹約取締りを達しているが、その村中請書の内容が村定めにそのまま反映することもあったのである〔中村家文書、関大図書館所蔵水室村文書〕。亀山



写146 檜田地区の民家の「式台」（市内大字田能）

藩領の中畑村では文化九（一八一二）年四月の「約定書」の中で罰則として過料二〇〇文が規定されているが、多くの場合、その罰則は「村八分」であり、その解決は「詫状」であった〔「茨木市史」。なお後期村法の意義については前章第一節を参照されたい。

* とくに後者は庄屋・年寄・頭百姓立合いで行う立毛内検に際し、「たとえ親子・兄弟・縁者の好みたりといふとも、又は仲あしき輩・出作の田地たりとも依怙最負仕るまじく」と相互規制を加えていることが注目される。

家格の動揺

元禄二（一六八九）年正月の古曾部村の村掟でもふれたが、村落共同体での階層秩序を規制するものの一つに「家格」がある。中世末期に強固な惣村体制が存在し、被官的地侍層が析出された口丹波桑田・船井郡諸村では、兵農分離以後もかれらは村や所領を越えた組織集団（弓箭組・弓者連中）を形成し、「五苗」「七苗」「両苗」などという姓氏を同じくする同族団を中心に村内支配を掌握した。とくに大堰川流域ではこうした伝承をもつ郷士層と根元百姓の伝承をもつ長百姓（平百姓）および小百姓の身分階層秩序が形成され、近世初頭から宮座神事・講組織などを重層的に支配・運営してきていた〔近畿郷土村志社大学人文研、昭和二十九年〕。その家格表示の指標の一つが「家構え」「破風」であった。

口丹波諸村では農家を建築する場合、庇とも三間半に六間を下（げ）四六建（しやうだ）といい、梁三間・庇一間・桁行六間を本四六建といって、これが農家建築の基本的な規模となっているが、これではどうしても手ぜまであるから母屋の左右いづれかに直角に棟をつけて建坪を拡げることが行われる。これを「つのや」と呼ぶ。また入母屋造りの場合、切妻に破風を置くが、妻入形が古例とされてこれを「まや」と称して平入の「よこや」と区別している。この破風飾りを高く掲げた妻入の本棟に横棟を付置した「つのや造り」の家は、長屋門に高

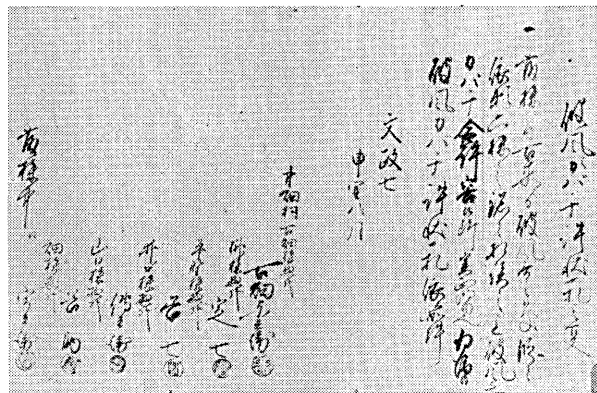
塀をめぐらし、門内は露次門つきの練塀で囲った中庭があり、玄関には式台を設けるのが通例である。

こうした式台を含む一連の家屋構造は、近世にはその家の格式を表すものとされたが、ことに破風飾りは村内で一定の家格をもつ者しか揚げられぬとして、厳格な規制をうけていた。

亀山藩領中畑村は、大堰川沿岸諸村にくらべて、弓者連中への加入は比較的新しく（天保十一年の組郷帳にはみえるがそれ以前は不詳）、村内の身分秩序は、郷土支配ではなく、株支配であった。村内に「六株衆中」と呼ばれる同族集団があり、草分け百姓の伝承をもつてそれぞれ惣代を選定し、宮座に参加したと思われる。そして弓者連中へ加入した株衆中はたとえば宝暦十一（一七六一）年正月に時の当主が得た「日置流大藏流加賀伝辻的」なる弓術奥伝書などを帶し〔古畑家文書〕、その資格を誇ったのである。

口丹波の家格制支配は、宝暦―天明期をすぎると、平百姓・小

百姓層の神事参加要求などでつきくずされ、動揺してくるといえるが〔前掲書〕、中畑村などでも、寛政九（一七九七）年に同村磯右衛門が資格なしに破風を掲げたとして争論となり、代官にまで出訴に及んでいる。この事件では同年閏七月二十八日檀那寺妙音寺の仲裁で和談をとりつけている〔近世白〔二三八〕〕が、この時の妙音寺の質問



写147 破風カバチ許し状一札（僧家文書）

に六株衆中のうち古い破風を掲げているのは二株だけで「但し土破風にて御座候、私共加印株へ板破風来り候はば土破風は揚げ申すまじく候」〔榊家文書〕と答えている。六株中にも新旧の階層があったのである。同様の争論は文政七（一八二四）年閏八月にも再び起っており、そこでは六株相談のうえ新興の株に破風カバチを許可している〔近世文書〕。六株の村内規制力もほぼ限界にあったとみてよからう。なお亀山藩側はこの問題について、「村方において建家又は倍普請等いたし候節、破風揚げ候はば、其の村方庄屋肝煎五人組頭は勿論、村方のものへ熟談をとげ、差障り候筋無く候はば、各村役人ども並びに百姓惣代として、同株並びに他株のもの一兩人衆印形差加へ、破風揚げ候本人より願い出さべく候」〔同大前掲書〕と村内規制優先の態度をとっているようである。

こうした家作普請にかかる問題は高槻藩領の丹波国桑田郡法貴村でも（天保九年三月）、同寺村（宝暦五年・寛政四年・文政五年・安政七年）でもおこっており、いずれも村内郷土支配の維持にかかわることであった。

なお北摂諸村にみられる「弓之講」「弓之事」なる講組織も、たとえば津之江村では、享保十七（一七三二）年の「当番次第」にあがっている構成員は六姓一五名にすぎず、もともとはこうした惣村支配の系譜をひくものかと思われるが、すでに宮座と同じものになっている。梶原村の「烏帽子座」なる宮座の由緒にも次のようにある〔長谷川家文書〕。

一、当村烏帽子座の儀は、往古より弓之事と唱え、其上神代之節より当村三拾六軒のうち、年寄九人を頭として、諸事田畑内山合せて三拾六俵示を支配致し、或は手下何人にても頭九人より万端差図致候儀は、往古より仕来りに御座候

近世初頭における草分け百姓三六軒と、それを支配するおとな百姓九人が、持山支配を通じて結合してい

た状況があらわされているのである。

若者組の 宮座についてはすでに述べた（第一章第四節）が、その予備集団
禁 止 というべきものに、「若中」あるいは「若者組」とよばれるも

のがあった。これは、だいたい元服、あるいは烏帽子着をすませた年齢以上の村の若者の集団で、村の祭や盆踊りを主催し、相撲の興行などを行ったほか、村役人の監督のもとで道普請・井堰普請・警備や消防などに参加する村落生活上の重要な組織の一つであった。一般に加入の条件は宮座にくらべてゆるやかで、家格や由緒は問題にされなかったが、村によっては高持が条件となるところもあった。集会所は「若者宿」とよばれ、仲間行事や夜警、娯楽や雑談の根拠地となった。氏神の石燈籠や狛犬を奉納する例は各地にみられるが、城下町高槻の京口では道標の建立もしたし、服部村浦堂には力石が残っている。通常、婚姻を上限に仲間を脱退するが、のち婚姻年齢が相対的に高くなるに従い、仲間規約で上限を定めるようになった。

村によっては娘宿などの女性集団との共同で、婚姻関係などをとりしきる場合もあり、若者の行動力を村役人も寛容し、あるいはそれに依存した面もあったが、若者組が村内の公私の事件に介入し、その発言力を強めてくると、領主側の農民統制の強化につれて、近世後期には次第に規制の対象となってきた。本来村の娯楽として、その自主的運営にゆだねるべき祭



写148 若者組取り結び一件詫状（西尾家文書）

事・角力興行・村芝居などの行事から雨乞いなどまでが、藩の統制のもとにとりこまれてくると、村役人層からの若者組への制約もつよまり、軋轢が露呈してくるのである。

安永六（一七七七）年五月、高槻藩領冠組のある村（村名不詳）で、「心悪しく」「親不孝」の者があったのを若者組が介入して懲罰した。彼の一家（親戚）は村役人に頼みこみ、村役人あての詫状を提出させて一件が落着いたかにみえた。しかし、この事件が藩にわかり、吟味の結果、すでに差し留めになっている若者組を存続（再興）させていたことが問題となり、村役人は若者組を解散させ、「忤共中を宣敷致し下されなど申し、是を頼み申す印」に指出した「挨拶料」の「鳥目」を親に返させ、更に過怠料として小米を六名から計四斗三升納めさせている。また、若者組再組の寄合宿を提供した者は過怠料小米一石五斗を指出し、家屋の建て替えまで行っている〔西尾家文書〕。この一件では村内の魚屋は寄り合いの魚代まで要求されたく、若者組のこうした寄附の強要も問題化してきたのである。

一方、これとは別に、唐崎村でも若者組にかなり無軌道な行動があり、村内秩序が混乱し、村役人も手に負えず藩に訴え、若者たちは手錠吟味をうける事件があった。これについても、若者組の差し留めの触書が郡奉行から発せられており、当時藩はとくに村内の風紀・秩序の取り締りという角度から規制しようとした



写149 浦堂の力石（教育委員会提供）

のである。このことは次の、享和四（一八〇四）年二月に東天川村民が親子連印で藩に提出した触れの請書にもみることができる。

一 先來より毎事申し達し候、村々にて若者連中と号し組合を立て、諸事わきまなく精々仰せ出され候御制禁の筋を忘却いたし、近來増長いたし、男女の差別猥りに相成り、時に露頭あきに及び候えば若者ども面皮に拘り候などと、それより事を工み、氏神道場等の境内などへ寄り集り、無益の隙を費し大仰おほまうの申合せいたし、かりそめにも打擲いたし候か、又は樽入れなどと名目をつけ嘲候送り物等いたし、先方へ洩れ聞かせ、先方より誤りを立たせ酒料等を受け、鬱をはらし候事、ままこれある由、他所より召抱え候男女奉公人打擲いたし、万一危き場合に至り候えば御厄介に罷り成り候事、思慮あるべき事に候、男女奉公人召仕候程之者共、常々心を配り、男女の差別猥りにこれなき様、家法正しく召仕うべき事一家之主人心得第一の事にて、其の村の作法他村よりも信用いたし候様、朝暮心を配り、たとい半季居の奉公人たりとも善惡邪正を見究め、男女の差別猥りにあいならざる様、農業出情のものにハ賞を施し、家業はげみ候様召仕うべく候、なお以て、向後若者連中と申立て候義停止やみどしたるべく候、若し心得違ひ候はば急度きゅうど申付くべく候

この前書はほかに博奕禁止と女性の風儀華美禁止とを加えて三項で、とくに「徒党」は意識されていない。しかし「其村の作法他村よりも信用いたし候様」などとあるように、以後幕末までの村落をとりまく諸情勢の中では若者組が「徒党」「騒動」の中心に転化することは考えられないことではなく、その後嘉永にいたるまでの度重なる藩の禁止令は、その予防といった意味も含まれていたと考えてよいであろう。

婚姻と 近世農民の村落生活の基本単位は「家」であるといわれるが、それはもとより家産の所有を婚姻圏 中心にした再生産の単位であるばかりでなく、村内の支配関係、領主や村役人の掌握する支配のもとでの「家族」の単位でもあった。近世初期幕藩権力は、当面の農業生産力に適合した「小農民」経営

Ⅵ 近世の高槻

表69 近世後期服部村の家族形態

年 代		文政 7年	10年	11年	13年	安政 4年	6年	文久 2年	元治 2年	明治 元年	備 考	
家族形態	単婚家族	159	153	152	153	126	144	150	143	144		
	直系家族	61	64	62	60	90	73	64	70	70		
	複合家族	1	1	1	1	2	2	3	4	4	弟 夫 婦	
家 族 数	1 人	19	9	7	11	11	16	15	15	14		
	2 人	18	24	25	19	24	19	24	24	20		
	3 人	29	33	30	33	28	46	38	41	33		
	4 人	42	43	37	38	39	32	32	35	40		
	5 人	39	36	43	39	41	43	44	42	45		
	6 人	29	26	28	27	35	31	30	34	27		
	7 人	21	27	24	31	27	18	20	17	29		
	8 人	16	13	13	12	9	9	10	9	7		
	9 人	6	4	7	2	3	4	4	1	2		
	10 人	2	3		2			1		1		
	11 人			1		1	2					
合 計		221	218	215	214	217	219	217	217	218		

注)「服部村宗旨人別改帳」(農協清水支店文書)による。

の創出をめざしたといわれ、その結果農民の家族構成も変化し、当主の傍系血族も含む複合家族は次第に減少し、単婚小家族・直系家族が優位を占めた。とくに北摂は畿内の先進地域に属していたから、変化の時期も速度も早かったであろう。

高槻市域諸村では近世前期の家族構成を知る史料は今のところ発見されていないが、同じ島上郡内の高浜村では寛永十六(一六三九)年には一戸あたり家族数は平均六人強、下人百姓は平均三人と、直系親族を中心とする小家族が主流を占め、八人以上の家にあっては既婚の兄弟家族の同居であって、親の兄弟(伯叔父母)家族を含むものは全くない(『島本』)。島下(太田)郡吹田村堀奥分でも寛文十一(一六七二)年には、平均家族数は四・八人、兄弟姉妹はすべて

表70 服部村近世後期の婚入出

	婚 入		婚 出	
	㉔	㉕	㉔	㉕
村 内	32 (9)	55 (17)	32 (8)*	55 (17)
島上郡	24 (3)	85 (8)	31 (7)	80 (18)
島下郡	10 (1)	22 (2)	9 (1)	17 (2)
豊島郡		1		
能勢郡	1			
西成郡	1			1
大坂	1 (1)		4 (2)	5 (5)
武庫郡		1 (1)	1	1
丹波国	3 (1)	5 (1)	1	2
山城国	2 (1)	1 (1)	8 (2)	3
近江国		1	1 (1)	2 (1)
若狭国		1		
美濃国		1 (1)		1

注)1. ㉔は文政6～13年、㉕は安政4年～明治元年である。

* 印の養子数は入出の記載に不備があるがそのままとした。

2. () 内は養子。

3. 「服部村宗旨人別改帳」(農協清水支店文書)による。

未婚だから、ここでは分家が婚姻と同時に果たされている^{〔吹田市史〕}。
近世後期になると、市内の服部村でも、一戸あたり平均家族数は四・六人、ほとんどの家が単婚ないしは直系の小家族であることがわかる(表六九)が、本村の場合にはむしろ幕末になって「弟夫婦」を擁する家族が増加しているのが注目される。これは当時隆盛した寒天生産などが冬場に集中的な労働力と労務管理を要するために、既婚の傍系家族を一家に残留せしめたものとも考えられる。

この時期(文政・慶応期)の服部村におけ

る住民の村内外への移動をみてみよう。住民移動のうち、嫁入・婿入・離婚、および養子縁組の、いわゆる婚入出に属するものを集計したのが表七〇である。残念ながら農民階層との対比ができず、この集計価値は半減するが、それでも文政期には全体の約三三パーセント、幕末期には約二四パーセントの村内婚率をもち、婚姻圏は島上・島下両郡が圧倒的である。特徴的なのは京都については伏見が多く、大坂は両期とも養

Ⅵ 近世の高槻

表71 服部村宗門帳にみる結婚年齢

	文政5年～文政13年		安政4年～慶応4年	
	男	女	男	女
50才以上	1 (50)		2 (98)	
40才以上	7 (49)	1 (53)	11 (96)	1 (99)
39～35才	6 (42)	2 (52)	12 (85)	4 (98)
34～32才	10 (36)	1 (50)	14 (73)	5 (94)
31～29才	8 (26)	2 (49)	17 (59)	8 (89)
28～26才	7 (18)	4 (47)	13 (42)	15 (81)
25～23才	5 (11)	12 (43)	17 (29)	18 (66)
22～20才	6 (6)	19 (31)	6 (12)	32 (48)
19～17才		10 (12)	6 (6)	14 (16)
16～15才		2 (2)		2 (2)
合 計	50	53	98	99

注)1. () は若年帯からの累計。

2. 史料は前掲表に同じ。

子に「やる」土地であったことを示している。丹波国では桑田・天田・船井の三郡が認められるものの、数においては相対的に少なく、両期とも嫁に迎える土地であったといえよう。この村でみる限り、両期の間では婚姻圏の変化はあまり認められず、わずかに丹波・近江にやや伸び、逆に伏見の減少で山城国にやや変化がある程度である。また遠方婚としては若狭・美濃が認められる。島下郡中穂積村の例〔茨木市史〕でみても、北

摂の地域の婚姻圏の変化はもうすこし以前におこるようで、ここではむしろ村内婚率の低下に、村々の交流の展開をみてとりたい。

なお、本村の当該期間の結婚年齢を示したのが表七一であるが、諸書で指摘されている〔たとえは宮下美智子「近世家族」の動向〕『忠岡の歴史』第三号〕ように男女とも通常考えられているよりも長じたところで、婚期があらわれている。

すなわち、女性でいえば、文政期には一五歳から結婚があらわれているものの、過半数に達するのが二〇歳～二二歳

表72 東天川村の通婚圏

(文政11～安政5年)

集 落 名		婚 入 (件 数)	婚 出 (件 数)	合 計	集 落 名		婚 入 (件 数)	婚 出 (件 数)	合 計
摂 津 国 島 上 郡	津之江	2	1	3	摂津国郡	鳥飼中之宮	1		1
	萩庄		1	1		野々宮	1		1
	古曾部	1	2	3		小 計	1	1	2
	安満川	6	1	7	摂西国郡	上福島		1	1
	芥小路	2	2	4		大坂		2	2
	中室	2	3	5		小 計		3	3
	氷崎	1		1	河内国郡	伊加賀		1	1
	唐島	2		2		茨中	1		1
	前殿		1	1		矢振	1		1
	鶴塚	4	1	5		小 計	2	1	3
	大生	1	1	2	河内国郡	長尾	1		1
	芝合	1	1	2		片鉾	1		1
	成合	1	1	2		小 計	2		2
	富田	2	2	4	山乙国郡	山崎		1	1
	赤大路	1		1	山紀国郡	垂水		1	1
	東五百住	2	1	3	丹波国郡	佐々里	1		1
	桜井	2		2	注)「東天川村宗門改帳」(森田家文書)による。				
	高槻	2	1	3					
	宮之川		1	1					
	〃浦原		1	1					
	〃西川	1		1					
	〃大蔵	1		1					
	〃塚脇	1		1					
	梶原	2		2					
	野田	4	3	7					
	小 計	41	25	66					

Ⅶ 近世の高槻

表73 服部村宗門帳にみる奉公人などの出身地

	奉 公		弟 子		分 家		相 続		引 越		連れ子	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
服部村	8	2*	1		2	3	14		2		1	
高槻村											2	
摂津国 島下郡	1										1	
丹波国 桑田郡	1						1					
天田郡	1								1			
船井郡									1			
何鹿郡	1											
摂津国 川辺郡										1		
伊勢国 美濃郡									1			
京 都			1				1					

注)1. *「下男1」を奉公に入れた。また理由不明の者は除いた。

2. Aは文政6～13年, Bは安政4年～明治元年。

3. 前掲農協清水支店文書による。

でこれがピークをなし、以後二八歳までには約九〇パーセントが結婚をすませている。幕末には婚期帯がやや高年層にひろがる感はあるが、ほとんど状況は変わらない。男性については、女性より約七〇歳高年に婚期帯が移動しており、文政期には二〇歳から始まって過半数をこえるのが二九〇歳帯で、次の三二〇歳帯がピークをなしている。幕末には、女性とは逆にやや若年にひろがりを見せ、最若年婚は一〇歳代に入り、二三〇歳帯と三一歳〇歳帯でピークを示しているのは、世情の変化と関係があるうか。なおいずれの時期にも男性は四〇歳代の中年婚が相当数にのぼることも注目される。

東天川村を素材にした報告〔川口洋氏昭和五八年〕によると(表七二)、文政十一(一八二八)年から安政五(一八五八)年までのこの村の通婚は、九二例のうち村内婚一四例、村内婚率一五・二パーセン

表74 服部村宗門帳にみる奉公人などの目的地（行方）

	家中奉公		奉公		弟子		分家		相続		引越		連れ子	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
服部村			6	1	1		2	3	1	13	3		1	
宮田村			1											
原村					1	1					1			
萩谷村													1	
高槻村		1												
芥川村											2			
真上村									1					
丹波国 桑田郡			1											
天田郡			5	1										
氷上郡			1											
丹後国 加佐郡			1											
若狭国 大飯郡			1											
近江国 志賀郡			1											
山城国 山崎村											1			
京都			1											
大坂											1			

注)1. Aは文政6～13年, Bは安政4年～明治元年。

2. 前掲農協清水支店文書による。

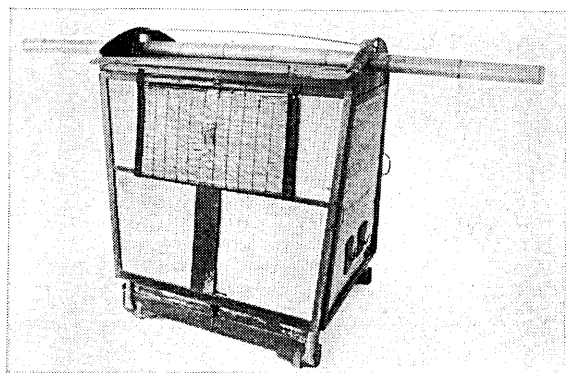
トと低く、婚姻圏は婚入出とも島上郡内が圧倒的で対岸河内国茨田郡・交野郡がこれにつづき、島下郡は鳥飼・野々宮といった淀川右岸に限られている。遠方婚は丹波国桑田郡佐々里村があるが、山崎といい、垂水といい、佐々里といい、何ほどか河川交通との由縁が考えられるのは興味深い。

なお、前記服部村の宗門帳から、婚姻以外の移動をひろっておくと、表七三・七四のごとくである。帳簿記載上の問題もあるかと思われるが、特徴は文政期に村内・村外と

も相当数あらわれる奉公人が、幕末には激減し、代わって、相続・引越しのための移動が激増することである。そして丹波国の役割は通婚圏としての性格よりも奉公圏としてのそれが強いことを知らせてくれるが、それにしても酒造や寒天での出稼ぎ労働での圧倒的な地位にくらべて、年季奉公についてはむしろ、天田郡などへ出る例が多いことが注目されるのである。

婚姻儀礼を 近世後期のこの地域の婚姻習俗について、興味ある
めぐって 史料がある〔吉田(泰)家文書〕。寛延二(一七四九)年から天

保十二(一八四一)年まで連年その家における祝いごとを記した『祝儀覚』である。富田の町のある酒造家で育った「おつね」という娘が、文政十一(一八二八)年二月、数え年二二歳で枚方に嫁入りする。仲人は柱本の衆だが、前年の四月結納を交し、翌年二月九日には町内の女中衆・出入衆を別々に招いて宴席。同十二日に荷物送りをを行い、その翌々日十四日に嫁入りしている。その日に「しうと入」とあるのは、嫁方の両親・兄弟・血族などが先方の家まで随行すること、島下郡鳥飼村での調査〔近畿民俗六二号〕などでは、近代にもその呼び名が残っている。鳥飼の調査の例では荷送りを婚礼の午前にすまし、日暮れから嫁入りが始まるという。またこの村では婚家に着いた嫁はまず仏壇にまいり、へやに入って婿とへや盃を交わし、陰



写150 よめいりかご (教育委員会提供)

語のあと親戚の盃となる。披露宴はその後になるが、嫁はへやに居て列席しないのである。同郡味舌村の例では、親戚の盃(三々九度)のあと、へや盃となり、新夫婦はそのまま床入りをするという。

さて、嫁入りから二日後、おつねは婚家で母親を迎える。「部屋見舞」である。契りの無事を祝い、実家から届いた饅頭を「ひろめ」として近所へ配る。その二日後には嫁が初めて実家に帰る「五日帰り」があり、そのまた二日後には「婿入り」があつて婿(夫)が妻の両親や「しうと入り」した親戚への土産を携えて、妻の実家を訪れるのである。二夜泊つて明けると枚方から迎えが来、夫婦はうちそろつて帰る。おつねの実家は大家とみえ、そののち彼女の乳母に暇をやる「うば帰り」があるが、結納から荷送りを経て婿入りまでで、一連の婚姻儀礼が終わるのである。在所や階層で多少の相異はあり、期間の長短もあったが、近世後期にあつては、摂・河淀川両岸地域では「嫁入り―婿入り」様式はほぼ定着していたといえよう。この様式がいつ頃から確定したのかは、初期の史料がないのであるが、河内中部の例では享保(一八世紀初頭)を境に、「婿入り―嫁入り」(まず嫁の実家に婿が迎えに訪れ、相伴つて婚家に入る)様式が逆転するといわれ

〔宮下美智子「農村における家族」と婚姻―日本女性史第三巻〕、今後各地での検証を期待したい。

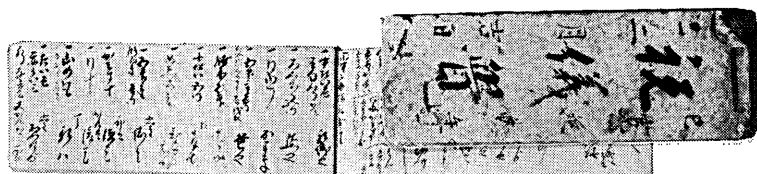
村の若者組などによる嫁入り道中の綱張りや石打ちの儀礼がどれほどであったか定かではない。津之江村の幕末近いと思われる史料〔中村文書〕に「独身にて借家住居仕り、百姓の手透に扇の骨を削」っているという三〇歳の男が「利兵衛方入嫁の夜、同居居宅へ石打」したということで、高槻藩の吟味を受けている。当人は若者組との共謀でもなく、私恨でもなく、「石打之義につき申上げ奉るべき様も御座なく」と口書しており、庄屋も加印しているのである。内実はともかく、こうした習俗は藩の取り締まりの対象となりながらも、当

時はなお村民の公認と支持を得て存続していたのである。

なお、さきの富田の『祝儀覚』で、子供が成長するまでの、いわゆる産育儀礼の主なものがみられるのでふれておこう。

さきに嫁入りした「おつね」は文化五（一八〇八）年五月二十二日に誕生した。安産である。即刻、親戚・町内・出入りの衆二九人が金帯香・衣布・鯛・鯉節などの祝い物をもってかけつける。その日の到来物しめて三四点。数えて六日目が「六日だれ」で、産婦の床上げと初生児の名付けで髪結などを呼ぶ。この日金一〇〇疋・白餅五升・式升樽などの祝儀をもらう「ばさま」とは、いわゆる産婆さんである。六月二十二日は宮参りで鎮守社に鈴一對を奉納。翌年三月三日は初節句で雛人形・貝桶・道具・魚貝・焼豆腐などが到来し、近所に餅などを配る。おつねは文化七年四月二十五日、数え年三歳で「ほうそう」に罹る。これは出産につぐ大きな行事で、四日目に町内の出入りの人たちを含む三八人から四八点（主に金帯香・菓子・魚貝・蔬菜・下駄・槌・絹布などを含む）の「ほうそう見舞」が到来した。そのころには無事かどうかの判断ができるのだろう。五月七日には「湯掛け」で平癒し、赤飯で祝っている。

一家以外の「祝儀」を伴う儀礼はこれだけである。それは男児・女兒ともに同じで、「跡取り」息子だけは初節句に連日「内祝配り」「町内女茶」「朋友中茶」「出入衆茶」などを催したり、宮参りの翌月、「浦町初入」（分家・別家衆にする「ひろめ」



写151 祝儀覚（吉田(泰)家文書）

か) などという商家固有のことがあつたりするだけだった。それ以外の家内だけのしきたりについては記録がない。

葬制 と 高槻市域にあつても、古くは畿内の通例として、**葬送儀礼**で、両墓制が支配的であつたと思われるが、詳しい史料に欠ける。両墓制というのは、死者を葬る場合、その形式や語彙に若干の変化はあつても、事実上死者を埋葬する場所(ウメバカ)と、祖先ないしは親族の霊が依るとして忌日に詣る墓所(ラントウ・マイリバカ)とが異なる場所にあるものを用いるのである。

檜田地区の田能では、かつては両墓制であつたという報告がある[竹田聰州「丹波の両墓」
[制]『近畿民俗』第四号]。ここでは、村落の南端、亀岡街道から田一枚隔てた所に、「ハカ」(埋め墓)があつた。「ハカ」は山の斜面に段状をなしていて、南向きであり、死者はその段上に埋葬されて、五寸(約一五センチ)角の木の墓標が立てられ、割竹の矢来が組まれた。矢来は方形と、頂点を縄で束ねた円錐形とあつて、櫛や花を挿し、枕膳や香・燈を供えて、魔除けの厚鎌を掛けるのである。この「ハカ」に詣るのは、中陰中(満中陰まで)の七速夜に限られるのが一般だが、田能では一周忌、あるいは墓標が朽ち、更に他人が埋葬されるまで続くこともあつたという。また子供や戦没者には特定の場所が与え



写152 田能のウメバカ(市内大字田能)

られていた。

「ハカ」に詣る期間がすぎると、遺族はすべて自分の垣内で個々にもっている先祖代々の「ラントウ」(石塔)に詣る。それは山の傾斜地の林中に自然石の石積みをし、その上に墓石を家ごとに点列させてある。年々めぐってくる盆の墓まいりは、必ず「ラントウ」でなければならぬのである。

近世の葬儀についても香典帳以外の詳細な文献史料に乏しいが、前期に属する天和二(一六八二)年の神内村では、二月二十九日に亡くなった法名妙理の葬儀が三月三日に行われている。香典は三四件あり、半数が村内、高浜が四件、伏見四件、高槻二件、あとは京・大坂・橋本・美豆・大原野などとなっているが、葬礼道具・仕上げの買い物とも伏見まで出ている点が興味深い。また香典は貨幣が半数に満たず(一二件)、ほとんどが酒で持参し、大蠟燭・素麺・白米・饅頭各一件である。

葬列は役割の書付順では、輿(跡先二人)・天蓋^{てんがい}・大幡・四本幡(四人)・位牌(子供か)・提燈(二人、子供)・松明^{たいまつ}となっているが、実際は逆順で、松明が先頭にたち、最後に輿のあとに親族が並んで野辺送りに立つのである。幕末天保四(一八三三)年郡家村では、輿脇にも二名以上の僧侶がついている場合があるが、



写153 田能のマイリバカ(市内大字田能)

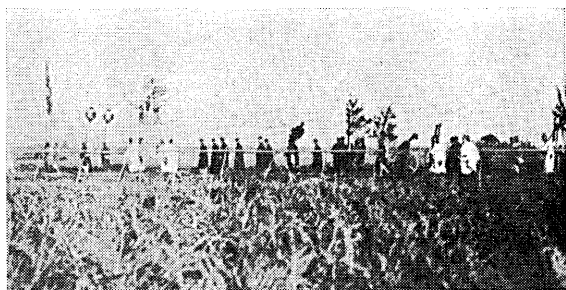
これは地域・時期・宗派・家格などでまちまちだろう。

なお、天保四年郡家村の例では、葬儀入用帳の末尾に病氣中の日雇いや医師の薬礼入用も記されており、娘の夜伽（看病）二四人分とか、大坂黒焼買、鯉魚湯三喉代、撫（なで）さすること）代というものであり、また京都室町通錦上ル西側伏見院様御殿薬並河左衛門権大尉（じょう）なる薬師（くすし）を呼びよせ、門人・若党ら一人が三日にわたって逗留することもあったという。幕末庄屋層の生活の一端を知りうるが、この例では薬石いずれも「効」なかったのである。

年中行事

近世農村には、農耕とそれを周期づける四季の気象変化をめぐって、毎年くりかえされる数々の行事があった。稲や作物を実らせる神々への儀礼、土地と「イエ」と暮らしを守るとされる祖先のみたまへの信仰などに淵源をもつこれら年中行事は、村の行事であると同時に、各家の行事でもあった。

さきにもふれた宮座や講、あるいは村氏神や屋敷神の祭礼、のちにみる雨乞いなどは、すぐれて村落レベルの行事といえるが、江戸後期以来「年中行事」といわれたものは、各家で行われる春夏秋冬の行事であり、それが村人の信仰や日常の農耕生活の秩序を表現しているながらも、これを受け入れる村人にとっては数少ない安息日であり、楽しいハレの日でもあった。したがって、その日は特別な普段食べないごちそうをつ



写154 大正時代の野辺送り（「ふるさとの風土・高槻」より）

くり、祝い、たのしんだ。年中行事の儀礼は、生活の中で伝えるもので、記録がないのがむしろ当然なのだが、食べものについては、「家」の記録が残されていることがある。幕末に近いと思われる唐崎村の場合
 〔近世〕
 〔三六三〕をみてみよう。

正月元旦は朝、塩鯛のやき物を飾り（にらみ鯛）、雑煮を食べる。雑煮には、牛蒡・人参・大根・昆布・頭芋・焼豆腐・花かつおを入れた。頭芋は、小児の頭ほどの丸い里芋で、「人の頭にたつように」と切らずに煮た。組重は、ごまめが一重、数の子が一重、たたき牛蒡が一重、牛蒡・人参・くわい・芋（小芋）・鰯（棒鰯）の煮べが一重で、四重であった。雑煮は元旦だけで、四日は青菜と餅を入れた「おじや」（味噌仕立てか）を食べる。この地方ではこれを「オミ」〔枚方市史〕などと云い、この日を「フクアカシ」〔吹田市史〕などという。餅は神棚の鏡餅を開いたものなどを使ったという。七日は七草粥に餅を入れて、青菜を加えている。十五日は小正月で小豆粥に餅を入れる。

二月十五日は涅槃会である。釈迦の入滅した日とされており、寺では涅槃図を掛け、お経を誦誦して仏の教えを弘めた。正月の餅花を炒って供えたり〔交野市史〕、アラレを炒って供えたり〔吹田市史〕するところもあった。川久保ではアラレと米の粉の団子供えたというが、唐崎村では「いしいし（団子）か、かちん（餅）にてよろしく候」とある。「いしいし」や「かちん」など京の女房ことばが記されているのも、この地方の文化圏の一面を物語っている。

三月三日は草餅または草だんご、四月八日花祭りにも団子、五月五日の節句は柏餅か団子である。七月七日は旧暦の七夕だが、いわゆる七日盆の日でもある。盆行事のはじまる日とされ、千物の焼物とそ

うめんを食べる。盆の十五日は地域固有の行事が多いが、川久保では氏神で百灯をあげて盆踊りがあった。唐崎ではこの日、干物に黒豆入りの「しらむし」（餅米を蒸した白い強飯）を食べた。

八朔は餅。唐崎で九月九日の重陽を栗飯で祝うのは珍しいが、これは同日に秋の宮座神事があったためのようで、一九〇八（明治四一）年七月三島鴨神社に合祀されるまで、字南ノ口に若宮神社（明治二年唐崎神社と改称）があり、神事にはこの家は餅を一斗二升ついたという。

十月の亥の日は「亥の子」である。収穫が終わった後の祭りである。家々では餅をつき、子供は夜、ワラをナワで巻いたものをもって、近所の家の戸口をたたいてまわった（イノコ打ち）。唐崎ではおはぎをつくる。川久保ではイノコ打ちの唱えうたが、通例の「一つ祝いましよ、二つ三つ祝いましよ」のほかに「イノコの晩にモチせんとは、カ力はカワラケ、トトはトックリ、オヤジはスポケ」などど囃したという〔教育委員会の調査による〕。

唐崎村では十一月朔日に小豆飯と茄子（漬物か）を食べているが、これはおそらく河内という「乙子正月」〔交野市史〕に近いものであろう。普通、一年の最後の月を祝い、年貢の納入・勘定などにそなえるものとされ、川辺郡でもこの日茄子の塩漬を小豆餅に添えている〔上瓦林村岡本家文書〕。さすれば唐崎村のこの文書の日付は「十二



写155 唐崎村年中記事記録（松村（昌）家文書）

月」の誤りかもしれない。

十二月は餅つきである。唐崎のこの家では鏡餅二臼、小餅二臼、砂糖餅一臼、かき餅四臼、あられ三臼、あぶり餅一臼しめて一三臼、三斗六升から四斗あまりもつく。このほか小米のうる餅、上は餅米一升に搗きうる一升、下は餅米五合にうる一升の割で各二臼ずつ、餅米四升、うる八升を使っている。最後に節分だが、この日は鰯の焼物、青菜の汁で、麦飯を食べた。この時の薪木は豆の木を使った。川久保では豆まきの唱えごとに、「福は内、鬼は外、いぬいの隅でどっさりこ」というのがある。またこの日は「なり木責め」と称し、十能や木づちなどで、柿などの実のなる木の根元をたたき、まじない行事があった。このほか、年中行事としては、「どんど焼き」(正月十五日)が現在も比較的よく残っているし、「骨正月」(同二十一日)、初午、彼岸、半夏生(新暦七月二日)、秋の月見、針供養(十月)、年越し、などもみられた。そしてこれは丹波国に属する檜田地区でも同様で、山林の災害に備える「日待ち」(新暦四月一〇日、八月二四日)などが特徴を示す程度である〔教育委員会の調査による〕。

雨乞い

近世の農業生産の中核は、いうまでもなく稲作であるが、水稻の育成には適量の水と必要な日照、とくに夏季の順調な気象条件が要求されるが、一定の灌漑条件のもとでは、気象状況の

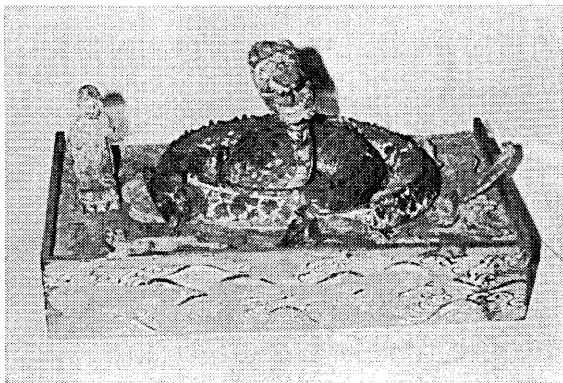


写156 東天川のどんど焼き
(広報課提供)

変化は現実の生産高を直接左右する大きな問題であった。しかも石高制に立脚する幕藩社会では、凶作は領主経済にも深刻な影響を与えたので、領主は不作の減免には容易に肯んぜず、これが農民闘争の一つの発火点になったことも、よく知られている。雨乞いが、旱天にたいする降雨を求める農民の祈願として、とりわけ近世に諸村で恒常的に定着するのは、こうした中世とはまた違った背景にもよるものであった。

高槻市域で最も知られているのは、成合の春日神社の雨乞い神事である。これは一九二〇（大正九）年まで実際に行われていたもので、この年の旱天に際し、七日間の雨乞い祈禱が行われていた。この神事では、村氏神春日神社の社前に百灯明があげられ、村の長老衆が朝・昼・夜各一〇度ずつの祈禱を行うのである。長老衆は宮座のオトナ衆で九人衆あるいは九人神主ともよばれた。

村の衆は上之町・中之町・下之町の垣内ごとに交替で社前に詰め、鉦かねと太鼓で囃しながら、「テント、テント、テントさんのおっかげで、百に米一斗五升、五斗五升、一斗五升」と唱える。繰りかえし唱えるうち、テンポも早まり、唱和が社背の森にひびき渡るころ、長老衆はやおら神聖な祭具を取りだす。祭具は、木彫の大型蛇頭一体（長七二、幅各三六センチメートル）と木彫の小型の蛇体六体（長三二センチメートル）、それに木



写157 成合春日神社・雨乞神事の神具（教育委員会提供）

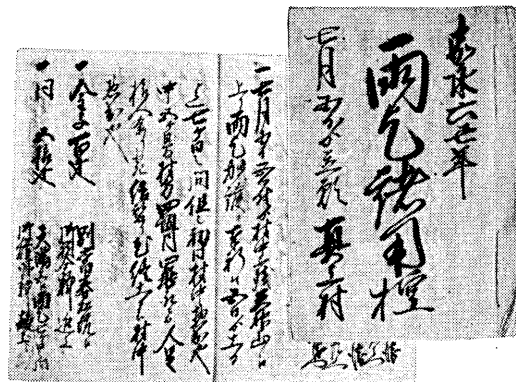
彫龍神一体（台座とも幅三九・四、高二四・三、奥行二四・三各センチメートル）、で宮座長老衆によって本殿内奥深くに保管されているものである。長老は、まず大型の蛇頭を社背の「ドノシロ（堂の後）の池」まで運んで池の水に浮かべ、つぎに金龍寺境内の弁財天池の水を鹽に汲み、小型の蛇体を浮かべ、中央に龍神を据えて、雨を祈るのである。この間弁財天の祠にも七日間神酒と御供をそなえたという。これらの祭具は長老らには神聖視され、「土用干し」などで村民の多くはその存在は知ってはいたが、直接の呼称は決して使用されず、「あのもの」と呼ばれていたという〔昭和四七・四八年度「高槻市文」・「化財年報」高槻市教育委員会〕。

雨乞いにおける龍神信仰は近隣村でも一般にあったようで、津之江村でも京都神泉苑の「善女龍王」の宮に参籠し、あるいは「弘法の舍利」と称する土砂を求めて、龍王の社に献じて雨を祈るなどしている〔近世（三）五〇〕。また、高槻藩の地方役人へも雨乞い祈祷を行う旨を報告し、上京の許可を得ている〔近世（三）五八〕。津之江村では寛保の頃（一七四一）東光寺（禪宗、廃寺）に善如龍王を勧請し、以後ここで雨乞い祈祷を行ったという〔中村（一）家文書〕が詳細は明らかではない。

真上村では幕末に近い天保三（一八三二）年と嘉永六（一八五三）年に雨乞いの記録がある〔真上区有文書〕。天保三年の時は秋八月二日から五日間、天神山（上宮天満宮境内）で行われ、初日と結日は村中惣出、中三日は村方四垣内くじ引きで各一〇人ずつ交替。交替時は暮六ツ（午後六時）と定まっている。太鼓一張に高張提灯二張をかかげ、徹夜で祈り囃すのである。もちろん、人足（奉仕の役に当たった者）は「昼夜共神妙に相詰め」「手弁当を持ち、堅く禁酒」を守らねばならない。その年のくじ順は、安性寺垣内・中垣内・西真上垣内・光徳垣内の順であったが、幸い三日目の四日夜五ツ時（午後八時）に降雨があり、「願成就」して「榊引き」

となり、光徳垣内は奉仕していない。そして翌々六日に雨乞い御礼として村中が家ごとに高張提灯をおし立て、合計五〇張の提灯に太鼓をもって惣出で参詣、天満宮に百燈明をあげて拝殿で神酒を頂いたのである。嘉永の時は、七月五日に立願、七日間の予定だったが功験がなく、さらに十三日から五日間追願している。高槻藩地方・寺社奉行あての口上書には、用水方が乏しいばかりか、「山田池並浦堂池溜水残らず差出し」たとあり、烈しい旱害だったと思われる。真上村は芥川取水の真上井を擁し、芥川・上田部・高槻諸村に及ぶ用水系の水元でもあり、その軋轢でもまた苦しんだにちがいない。藩もまた届けを受けた翌日の七月三日早朝、天神山で雨乞い祈禱を行っている（御上様雨乞）。結局、この年は九月十四日になって御礼百燈明を献上しており、その入用銀二七九匁六分九厘が村の負担となった。

富田村でも、三輪神社の境内末社の善女龍王社で雨乞いが行われ、氷室龍門院から僧が来て修法を行ったという。いわゆる「十人衆」が参列するのが古格だったが、一八世紀中葉にはこれに反対する勢力が台頭、明和七・八（一七七〇・一）年の連続旱魃には拝殿着座や多羅尼修法などで紛議が起ったりした〔文書〕。とくに明和八年は伊勢神宮の「おかげ参り」と重なり、「世情之諺に植付延引に及びても苦しからず、六月田を植

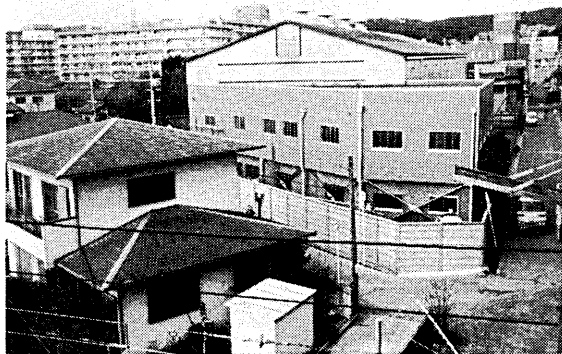


写158 雨乞勘定帳（真上区有文書）

え候えば極めて豊年を得」るとの風説が立った。淀藩領では六月に稲種を下付し、早苗代を拵えたが結局旱損、再度蕎麦を蒔いたが、これも虫が付いて実が入らなかったという〔同家文書〕。

このように雨乞いが、降水に対するぎりぎりの期待であったため、それが裏切られた時にはやりようのない失望や怒りが渦巻いた。「雨ふらぬとて小宮を打破り、わに口を打わりいたし候」〔近世〕〔三五四〕ばかりでなく、村中忽出の寄合いはすぐさま領主に対する減免要求の集会に変わることも多かった。先述のように雨乞いが藩の届け出になったのも、「御上様雨乞」が行われたのも、風儀の取締りばかりでなく治安上の配慮があったことを注目しておきたい。つぎにみる稲田の虫送りと同じく、村人の「習俗」といえども、藩権力からは自由ではなかったのである。

虫送り 雨乞いは旱天に対する農民の切実な降雨への願いの周縁であった。近世畿内の農業経営、とくに稲作経営に対する自然災害の脅威には、この旱天のほか、虫害などもあり、稲田の虫送りがまた、市域各地にみられたものであった。島上郡では、現在でも梅雨の最中、六月下旬までには田植えが終わるが、かつてはそれから約一カ月ほどの間に四、五回、除草作業を行った。田の草取りである。それがすむと盆前には田の虫送りが



写159 安満新町池のあと（市内安満新町付近）

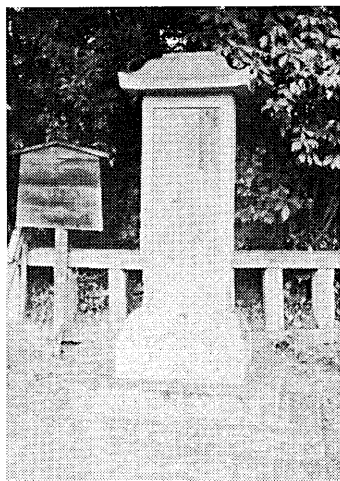
あった。村の神社の境内で点火した松明をかがげ、先頭が鉦・太鼓ではやしたてて各自の田を巡回し、村境い、または淀川の河川敷まで虫を追いやるのである。盛夏の夜のこの華やいだ行事には、近世のはじめから子供中（若中加入以前の幼児・小児）がにぎやかに参加した。川添いの村でない場合、虫の「送り捨ての場所」がいきおい隣村との境界に近く、隣村からも捨てにくるため、気負った両村の子供衆のいさかいことも発生し、それがまたこの行事の興趣を盛りあげた。

寛文十二（一六七二）年閏六月三日の晩方、例年よりは少し早めに古曾部村で子供たちの田の虫送りがあった。古曾部村では、東・北方から、西・南方へと田を回り、別所・安満両村との境界になっている西国街道南側の「新町池」に送るのだが、その年に限って、何の遺恨か、安満新町の子供衆がまちかまえていて大喧嘩となり、村の衆もかけつけたが、結局虫送りが果たされなかった。おそらく、新町池を虫送りの捨て場にすることに新町側の不満があり、不穏な気分にあおられた双方が「申分」に及んだものと思われる^{〔近世四九〕}。一件の解決が、近隣の下・上田部・真上の庄屋衆の仲裁で七月二十七日にようやく和談となるほど、双方の対立が深刻であったことが伺われる。このうち、中期以降には諸国各地で、田の虫送りが、一揆や村方騒動の謀議・集会の場として利用されるのを見るが、夏の夜、松明をかざして田をめぐる零囲気そのものが、村民の不満・要求をあぶりだし、団結を固めるための格好の要素の一つとなっていたことを知るのである。

第三節 高槻の文人たち

高槻・富田の 戦国の末、天正期にはキリシタン大名高山右近によって特異な文化的位置を示した高槻（城文化的位置 下）も、高山氏の転封、キリシタン禁令、および文禄期に数年新庄氏の支配があったものの、天正末年から慶長期にかけての事実上の幕領化などによって、キリシタンの諸施設・文化的影响はことごとく払拭された。

元和期以後、高槻は徳川譜代大名の封地となり、とくに慶安二（一六四九）年永井直清入部後は、参勤交代と鎖国の完成に代表される家光政権の専制的武断政治の、畿内における要地となった。永井直清は高槻入部直後の慶安三（一六五〇）年三月十九日には島上郡桜井村（島本町）地内の西国街道北側に待宵小侍従の墳墓を、また同二十九日には古曽部村在に能因法師の墳墓を求めて顕彰し、翌四年には古曽部村伊勢寺内の伊勢女御廟堂前に碑銘を建て、明暦三（一六五七）年九月には北山天満宮社前に華表を設けている。この一連の文化政策ともいえるべき行事は、次の林道春（羅山）の永井直清あて書状によって、相当周到な準備の上で行



写160 能因塚の林羅山碑文
（市内古曽部町三丁目）

われていたことがわかる〔岸田家所蔵文書〕。

内々仰せられ候能因並びに小侍従のこと、相考え候て書き付け進覽致し候、御一見之上にて御好み御座候らはば仰せ聞かさるべく候、書き改め進すべく候、石に御彫付け成され候らはば御名の下に立とか造とかこれ有り候様にと存じ候へども、これ無く候がよく候はんと存じ、けづり申し候、又御名付けの上に高槻城主の四字御書き加えなさるべく候や、貴意次第と存じ候、何も貴面を得候、恐惶謹言

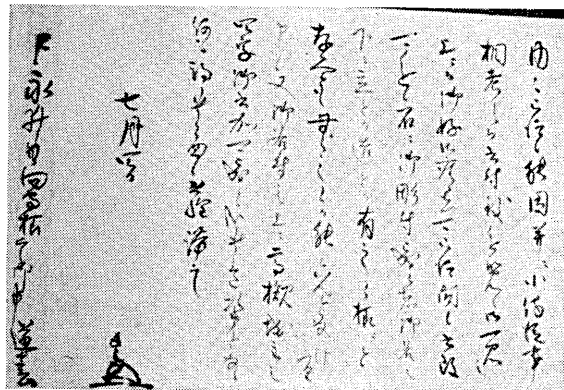
(慶安二年)
七月四日

永井日向守様へ々御中

道春(花押)

(読み下し文)

慶安二年七月四日というのは『寛政重修諸家譜』によれば、まさに直清が一万六千石を増され、山城国勝竜寺(神足)から高槻に封じられたその日であった。直清は勝竜寺時代からこれらの板碑建立を計画していて、林羅山にその銘文を撰書させていたのである。直清がとりわけ古歌の道に長じていたという話も聞かないので、これは明らかに領主の「趣味」ではなく、当時あった民間伝承をいちはやく利用した幕府の文化面における民衆撫育政策の一環であり、官製文化の創設であり、その意味では「慶安の御触書」と表裏一体をなすものと考えてよいであろう。あるいは直清が、京都支配に関与した頃から在京公卿をとりまく文物にふれ、彼らの関心にも応えるかたちで、在地の支配に京洛の伝統文化の影響をもちこもうとしたのかもしれない。



写161 永井直清あて林羅山書状(岸田家所蔵文書)

い。直清は結局、碑文には「高槻城主」を入れず、「立」の代わりに「置」の字を配させた。

このうち、高槻藩では元禄ノ享保期には赤穂藩浅野長矩家中で扶持米三〇石、医師『浅野家分限帳』として、赤穂事件に参加した千馬三郎兵衛光忠や、藩医の子弟として生まれ、水戸藩に出仕して徳川光圀の『大日本史』編纂に参画した森亀之助尚謙（号儼塾）などを輩出しているが、総じて近世前期の高槻文化・文人には後世に見るべきものが少ない。むしろ、この時期この地方の文化の中心は、のちに述べるようにもう一つの在町、富田に移った感がある。富田町では、豪商（酒造・紅屋（清水））を中心に京洛・浪花の文人が往き来した。江戸中期には長福寺水月庵でこれらの文人が連歌や俳句などの運座を催した。長福寺は富田村内の古刹だったが、江戸初期には荒廃していたのを清水性栄が買いとり、自分の土地に移したものといわれ、明暦二（一六五六）年には庵室に観音像を安置して普照国師を招き、禪寺として確立した。寛文元（一六六一）年には木庵も来室、即非や高泉などの高僧も来遊した。性栄の没後も、清水家の持庵として歴代当主が経営を継承しており、宝永三（一七〇六）年頃は月潭老師が住持していた。

このいわば「長福寺サロン」文化というべきものも後述のように享保期の似雲の来庵などを頂点に、紅屋酒造経営の衰退と運命とともにし、江戸後期には凋落したようである。幕末頼山陽の寄宿したとされる商家も酒造家で、富田町の旧家ではあったが、紅屋ではない。

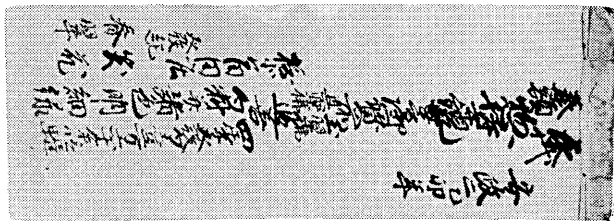
『高槻町誌』（大正一五年刊）には幕末・維新时期の高槻藩士を中心とする文化的事蹟が多く掲載されている。幕末に文化の中心が高槻城下に移ったように見えるが、これは何といても維新时期における城下町の地位・役割と、全国的に著名な藤井竹外やそれにつながる人々の輩出などによるものであろう。以下項を改めて近

世を生きた主要な文人や文化施設について、みてみることにする。

なお、近世高槻では在村の文人の事蹟にはわからないものが多い。後述の似雲や竹外を中心とするいくつかの文人集団は存在したが、その詳しい動きは文献に乏しいのである。

これらとは別に、村々の上層農民たちが近隣のものを集め、宗匠を招いて、村祭りや五節句などに連歌会・発句会を行うこともあった。江戸後期には上牧村には発句の社中があり、翠松亭霞山宗匠を招いて一宮日待奉燈の句会を催しているし、桜井村には「待宵社中」なる句会があつて氏神の祭りや地藏盆にも会をもち、近藤舎野雪翁が選評し、月次会も催されたようで、梶原村の同人霞大も出向いている。また、安政二（一八五五）年、俳人玉翠・其楽兩名の追善として富田村の笑龍・春翠が発起した惣持寺観音御宝前大句会には、「欽楽会」（発起人を含む主宰会）、荻木（主宰公鳳）、枚方駅（主宰一表）、柱本（主宰都春）のほか、中宮・鳥羽・安威・塚原・沢良宜・高槻・唐崎・三島江・戸伏・惣持寺など諸方に及び、大坂有無庵が客員格で参加し、花評方（無料参加できる評者たち）を含め一万六、二七七句を集め、銀七三〇匁三分を徴収している。文化六（一八〇九）年夏に道斉の閑水舎梅宇の刊行

した発句集「仰涼集」には天川乙音・高槻重花・同秀暁・同湖柳・同紫紅・梶原龜石・庄所鳥圃・同寿進・唐崎青我・同仕候・鶴殿紫塵・西面柳紅・番田季友らの名がみえ、ほかに東大寺村などを含めて、同人の広がりには



写162 総持寺大句会勘定帳（吉田(泰)家文書）

目をみはるものがあり、この農民俳諧の層の厚さは近世島上郡の文化的特色の一つをあらわしている。

芸能文化についても、諸地域で勸進相撲や村芝居があったし、謡曲（仕舞）は宮座の直会（たとえば原村八坂神社の蛇祭りの弓射神事での直会など）に謡いの入る慣行もあり、婚礼での「陰謡」などを含め、習いごとの人口は以外に多かったようであるが詳しいことはわからない。

入江若水は、清水家の一族として寛文十一（一六七二）年富田に生まれた（享保十四（一七二三）

九）年没）。清水家は、富田村において最高の田畑を所持し、幕府との関係もあり、特権的商人であった。清水家は一族すべて酒造業を営み、若水も清水六郎右衛門として酒造を行っていたが遊蕩して財産を失った。また若水自身が著わした詩集『西山樵唱』には、中国貿易に失敗したことを書いており、破産の一因ともなったようである。これより彼は京都嵐山に退隠し、学問を志し漢詩を烏山芝軒に学んで、諸国を巡って詩友と交わり江山人として、その名は有名になった。櫟谷山人と号し、字は子徹、入江若水兼通と称した。

さて、富田村は中世末から在郷町として発展し、清水家をはじめとして酒造家が多かった。このような家には、同じく酒造業が盛んであった伊丹や池田などのように文人墨客の出入りが多かった。京・大坂にも近いということもあって文化的水準が高く、文化を受け入れる土壌も備わっていた。なかでも清水家は、特権商人としてその階層からいっても学問や文化的な事物に対する要求は強く、当然清水家にも多くの文人の出入りがあった。貝原益軒（寛永七（一六三〇）年生、正徳四（一七一四）年没）の『諸州巡り』の中に清水家についての記述がみられるのは有名である。以上のことから若水は幼少から学問にいそしみ、学問的素地が

あったといえるだろう。

ところで若水は荻生徂徠（寛文六（一六六六）年生、享保十三（一七二八）年没）の門人でもあった。若水の詩集『西山樵唱』の序文は徂徠・服部南郭（天和三（一六八三）年生、宝暦九（一七五九）年没）らによっている。若水は商業活動を行っているときから徂徠の門人であった。正徳四（一七一四）年に徂徠から若水にあてた書簡があり『荻生徂徠』、『日本思想大系』、その内容は漢詩についてである。若水は徂徠門下ではあったが儒学ではなく文学をもつぱらとし、漢詩などに序や賛を書いてもらったりする程度の門人であったのではないだろうか。また南郭は「清水性全老人か慈愛かけし士ゆへ」（『富田丙午』〔記〕巻二）とあり、清水家に出入りがあったことがわかる。

富田村で享保十（一七二五）年の末から翌年にかけて村方騒動が展開した。この騒動のきっかけとなったのは、清水市郎右衛門利恒の従兄であったこの若水の江戸出訴であった〔近世（一七〇・一七・一七二・一七三）『富田丙午記』巻二〕。若水は村方騒動の当事者として庄屋と対決し、またそれを予期したであろう。清水家が元禄年間（一六八八～一七〇三）から高槻藩永井氏への大名貸しを行い〔清水家〕、家計に窮乏していたと思われる。この出訴が一族のためのものであったかもしれないが、若水がこの村方騒動を記録した『富田丙午記』で「草木ともに朽果



写163 『西山樵唱』（府立図書館所蔵）

んよりハ、富田一村の百姓等塗炭の苦ミをすくはん」と述べ、一命をなげうつ覚悟であった。彼は徂徠門下であることをつてとして、江戸において多くの儒者・文人と会し、それによって訴訟を有利にすすめようとした。なかでも『民間省要』の著者で徂徠門下であった田中丘隅に会い、願状を書くに当たって指導を得ている〔富田丙午〕
〔記〕卷二。

若水はすでにこのときには富田に居住していない。しかしこのように若水が村方騒動の展開のなかで富田村において果たした役割は小さくなかったといえよう。

似雲法師

入江若水の従兄弟〔入江系図「清水家文書」清水利恒は、享保の騒動当時の清水家の当主であったが、彼も和歌・俳諧をよくする富田の文人の一人であった。のみならず、長福寺（庵寺）を

中心に、連歌会や観月会などを催す富田社交界の中心でもあった。このため富田を来訪する諸国の文人の多くは、大夏紅屋に寄宿し、清水家当主の賄いにあずかることが多かったが、そのうちの一人に僧似雲があった。

似雲は寛文十三（一六七三）年広島で生まれた。生家は酒造を営む裕福な商家であったが、八歳で母を失った。母は当時の地方都市の商家の妻女としては珍しく教養も深く、信仰も厚かった。物心ついた似雲が、母の面影を慕って、母を知る人にせめてそのころさ



写164 入江若水の墓
（清蓮寺内・市内富田町四丁目）

しだけでも聞いた時、その人は「常に大和歌をこのみ、とし老なばいかにもして、都近き山陰に世をのがれ隠れて心のままに月花をながめ、念仏となへつつ静かにをはりをとげん」と思っていた母の生涯の志を教えてくれた。せんかたなく母の詠み残した歌でもと尋ね探すと、母の手馴れた小箱がみつかった。開けてみると、それは自分（似雲）のうぶ髪と臍の緒で、二首の歌が添えてあったという『「似雲」「思出草」、としなみ草」』『としなみ草』卷二〇。

母の影を求め、母の志を継ぎ、亡き母に孝養を尽そうと思えば、それは出家するしかない、そう似雲は心に定めた。しかしさすがにこれは父が許さなかった。結婚することを拒み、「四たび迄家を出なんとせしに」果たせず、悶々たる青春期をすごしたのである〔書同〕。

やがて元禄十四（一七〇二）年、二九歳の時父河村彦右衛門は死去した。似雲が河村氏であったことは明らかだがその俗名は諸書にも欠落し、不明である。父の七周忌をすませ、末弟の吉郎右衛門に家業を託して、ようやく出家の念願がかなった似雲は、宝永五（一七〇八）年十月、安芸国宮島光明院で得度し、如雲と名乗って、浄土宗の僧となった。時に三六歳である。

翌六年に彼は、彼の言葉をかりればまさに「籠鳥出て雲に羽うつ心地」で上京し、一時市中に住んだが、

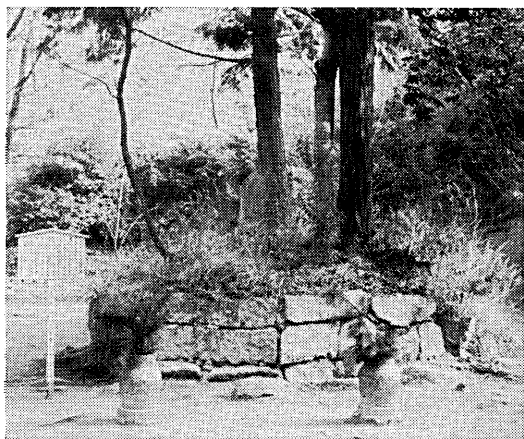


写165 嵯峨厭離庵（京都市右京区）

ある僧の世話で洛西嵯峨小倉山麓の草庵に居を定めた。のちに「いまさいぎょう今西行」と俗称された吟遊・放浪の歌人似雲にとっては、もちろんこことて仮りの宿りではあったが、老いて和泉の常楽庵に隠棲するまでは、嵯峨は似雲の第二の故郷であった。著名な「厭離庵」や「任有亭」にも住んでいる。

似雲が上京後、直ちに仏道や歌道の精進をはじめたことは、歌集『としなみ草』が、宝永七（二七二〇）年二月十八日から起草されていることから明らかだが、さらに正徳三（一七一三）年には当時京洛歌人の中心的位置にあった武者小路実陰さねかげのもとに入門し、本格的に歌の道歩むことになった。そしてのち享保二（一七二七）年師の邸内で庭の桜を詠んだことから、「似雲」の法名を明記するようになったといわれている。〔全国書房版としなみ草〕土橋真吉解題。似雲は八年間にわたって実陰の歌道講義を聴き、『実陰卿御咄似雲聞書』『詞林拾葉』などの筆録も伝えられている。

似雲がいつのころから西行法師に、そして西行と同じ「わび」の生活にあこがれ、西行の足跡を追いつめようとしたのかは明らかではないという。しかし、西行の忌日が母の忌日と同日であり、また実陰に入門した年に西行旧跡の吉野昔清水庵を訪ねているので、若年から母の追憶と重なり合った西行への思慕が実陰門に入るころから一気にその歌道への私淑



写166 似雲墓（弘川寺内・南河内郡河南町）

となって噴き出したものであろう。

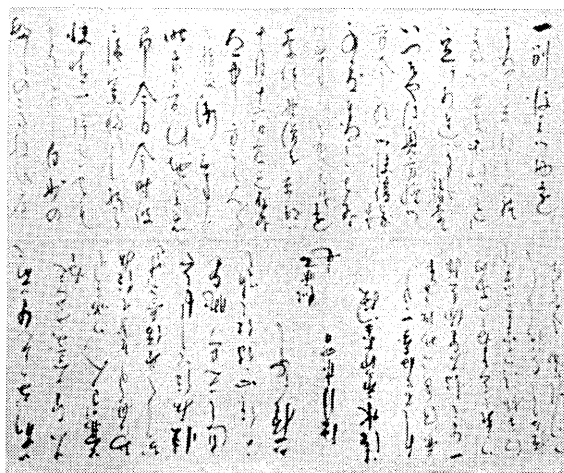
さて、似雲と富田、とくに紅屋清水家との関係は、享保十五（一七三〇）年ごろからあらわれる。『としなみ草』によるとこれより前、享保八（一七二三）年三月には、茨木・桜井・水無瀬・山崎と西国街道を行脚しているが、富田にも高槻にも立ち寄っていない。ところが、同十二（一七二七）年五月十七日「若水亭ニテ当座」とあり、これが当時、洛西に隠棲していた入江若水の亭であったことは、翌年夏七月十六日孟蘭盆の日にも「若水亭」から嵐山の自邸に帰るとき大堰川の州崎を渡っていることから明らかである。若水は嵯峨松尾の櫟谷法輪寺の近くに住んでいたといわれ、櫟谷山人と号したこともあった。一カ月後の中秋には、若水は堅上人（号芝林）の招きでまた嵐山に集うが、同行者六人の中に、徂徠同門で池田に住んで京坂詩壇の中心だった田中桐江もいたし、無心道人（似雲）もいたのである。桐江は真上村光徳寺（禪宗、現在廃寺）の独鱗和尚とも親しく、似雲と独鱗との出会いもおそらくそのころであらう。若水の詩集『西山樵唱』には独鱗の跋文がある。

明くる享保十四（一七二九）年十月四日、若水は五九歳でこの世を去るが、彼が三年前に執筆した『富田丙午記』はまさに畢生の大記録となった。似雲はその直前の八月二十七日、古曾部の伊勢寺や能因塚を回訪しているが、清水家の当代市郎右衛門利恒と知り合ったのも、若水との縁によるものと思われる。その年から翌十五年にかけて、似雲と清水利恒との関係は急速に密接になった。利恒も和歌の素養はあり、生来病弱で、家業や世俗の政事よりも花鳥風詠に魅力を感じていた彼の境遇は、似雲の生家が酒造家だったことから、意外に二人をつよく結びつける条件になったと思われる。享保の時代には、前代からの物質文化の急激

な進展、三都をはじめとする商業経済の展開、農業生産力の向上のあとをうけて、町・農民の経済的・文化的力量が飛躍的に上昇した。享保の改革も、それとうらはらの幕藩財政の窮乏や、古い統治機構からの矛盾を克服するため、農民支配の強化、商業資本の統制、官僚体制の整備などをもくろむものであったが、一方ではこうした現実に失望した当時の知識人たちの中には、「栄枯の無常」と「末世の悲哀」を嘆きつつ、「わび・さび」の世界に沈潜するものも多かったのである。

似雲は、西行にならって東国奥州への行脚を念願していた。彼は過去に伊勢・東海道富士・不破関などを旅したことがあったが、五八歳の一人旅は不安であった。それを決意させたのは独鱗と利恒であった。独鱗は一時仙台涌谷の見龍寺に住職をしたので東国への道に詳しくかった。利恒は、在坂の地誌学者並河誠所を紹介して、似雲が伊豆三島の誠所の別亭に歳末から元日にかけて泊まることを承諾させた。これも似雲畢生の念願である元日の富士山眺望をかなえさせるためである。

享保十五（一七三〇）年十月十三日、旅仕度をした似雲は清水の家に入り、十九日に池田で独鱗と会ったが、



写167 清水利恒あて似雲書状（清水家文書）

風邪をひきこんで清水亭に逗留、翌十一月二日、ようやく竹輿で前島・鶴殿・高浜・八幡をすぎ、東海道の旅に下るのである。似雲の帰亭は翌年十一月末になるが、この一年に余る長旅の出立を清水家からしたところに似雲と利恒とのなみなみならぬ友誼が示されているよう。

さて、その年の暮十二月二十三日三島の富士見亭に着いた似雲は、翌日利恒あてに書状を出している。

一別後は御物邊に存じ奉り候、京都より御札旁、書音を以て御意を得候、(中略)いつそや奥方様御勞、今ほど御快復なされ候哉、承りたく存じ奉り候、其外御無事に御座なさるべくと遠察仕り候、拙僧義京都は十月十六日発足、存外郷中方々にて人々に指留られ、漸く無事に昨廿三日此地へ參着、即ち今日今時彼庵室へ移り申候、折から快晴一片之雲もかき申さず、白妙のふじの高ねを庭前にながめ、生前之大望大慶これに過ぎずと存じ候(中略)もはや近々元旦ノ眺望仕るべくと心待ち仕るはかり御座候

とあり、尚々書きには

存じ寄られざる一事、並河氏へ御物語なされ下され、一生の大望を得、偏へに貴様御影と忝けなく存じ奉り候と書き加えている。似雲の悦びようが手にとるようにわかるのである。

似雲は、無事奥州行脚を終え、帰路は再び富田へ直行した。そしてしばらく逗留して、翌享保十七(一七三二)年二月五日からは石山寺に籠り、その時の靈夢から河内弘川寺(現河南町)に西行の墳墓があることを知り、折しも二月十六日西行忌の日に、その墓をさがしあてることになるのである。

以来、似雲と利恒との交渉は『としなみ草』でみる限り元文五(一七四〇)年まで続いている。すでに似雲は泉州踞尾村に居を定め、あるいは河内弘川寺との間を往来していたが、毎月のように富田の清水亭・長

福寺などで当座（民間の歌会）を開いている。富田を中心とする近郷の歌よみたちは、清水利恒の主宰するサロンに結集したわけである。この間また利恒とともに三島江・大門寺・渚・天満宮などに遊んでいる。

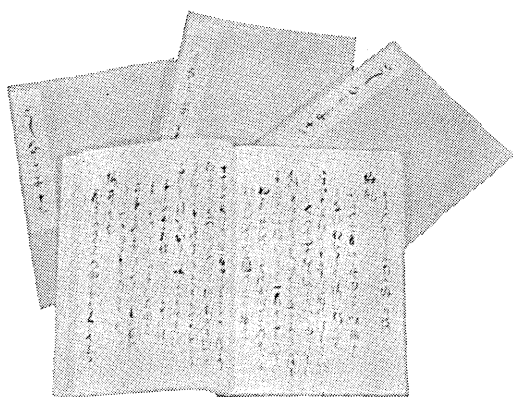
それからしばらくして寛保二（一七四二）年の暮から翌三年正月にかけて、一乗院に招かれた似雲は、院から七〇歳の賀を賜った。歌人としては最高の榮譽の一つであったこの賀の祝いの喜びを利恒にも伝えようと、二月十日、富田へかけつけた似雲は、家人にすでに利恒が亡くなっていたことを知らされるのである。

このあと似雲はしばらく弘川寺西行塚畔に「花の庵」を結んでこもるが、『としなみ草』には再び富田のことはあらわれない。

似雲はそれから一〇年余りたった宝暦三（一七五三）年七月八日、和泉国踞尾常楽庵で八一歳の文字どおり長い人生の旅を終えるのである。遺体は弘川寺西行塚の脇に未来永劫西行に仕えるかたちで葬られた。

藤井竹外

幕末の嘉永から慶応にかけてその卓越した七言絶句と能書で高槻はおろか、京洛・江戸・大坂にまでその名をはせた藤井竹外は高槻藩士であった。長男で名は啓（啓二郎とも）。公式の分限帳や書状には「吉郎」という通称が用いられている。字は士開、竹外はその号である。



写168 「としなみ草」写本（弘川寺所蔵）

家禄は一五〇石。正徳期に永井直期（文九郎）が備後守直英の養子として迎えられたとき、その付添近習として大和から高槻に移住したもので、その時藤井家は家禄二二〇石であった（当主貞郷）が、竹外の父沢右衛門貞綱の時、天保十一（一八四〇）年三〇石の加増があったのである〔藤井竹外とその書簡「高槻市教育委員会刊」郷土高槻叢書第一八輯所収、北本好武論文〕。

竹外の父は、同じ高槻永井家中閔治部右衛門の二男で、享和二（一八〇二）年に婿養子として藤井家に入家したが、さすが家老職の家に生まれた二男坊だけに政治的手腕にすぐれていたらしく、婿入りの翌年享和三年に二〇歳で小姓役として召し出されて以来、嘉永七（一八五四）年七一歳で亡くなるまで、五〇年以上も政務の中樞（給人席、預所頭取、晩年には用人兼郡奉行）にあったという〔北本「前掲書」〕。たとえば奈佐原村免定には文政十三（一八三〇）年以後預所掛り四名のうちに藤井沢右衛門の名がみえ、天保七（一八三六）年からはこれに芥川庫次郎（无咎）が加わっている。

竹外の生まれた文化四（一八〇七）年には祖父貞行もなお健在で、父が家督を継いだのは文政期になってからであろうと思われる。竹外も幼少より厳格な武家の子弟として育ち、藩学菁莪堂に学ぶかたわら、当時盛行した鉄砲術を学び、成人のころは家中無双といわれていた。

竹外がいつのころから詩作に傾倒したかは諸書にも明らかではない。しかし、彼が詩作の師と仰いだ第一は頼山陽であったから、山陽が帰坂した文化期の後半以降あるいはその後の在京中のことで、竹外の年齢からいっても文政期に入ってからであろう。青年期の竹外は、文武両道の達人をめざす白面の秀才という印象がある。のみならず父は現職の要人で自分は長男ながら部屋住み、一八歳で鶴之間番を勤め、二三歳で家中福山氏の長女をめとり、恵まれた生活の中で自由に詩作に没頭する条件はあったのである。そして彼さえ望

めば将来の藩政の要樞を担当することも夢ではなかったのである。

その竹外が、生来の磊落さはあったとしても、また四七歳に及ぶまで部屋住みを強いられたとしても、後年森田節斎らに「疎放、飄逸、酒狂」と評され、自らも「酔士」と名のつてはばからないような生活をなぜ選んだのかは、一つの謎として残っている。

彼の私淑した頼山陽は、彼が二五歳の天保三（一八三二）年九月に逝った。山陽は死去するわずか五カ月前の初夏四月、一子又二郎（子剛）らとともに高槻の竹外を訪れた。京から大坂に下る途中である。竹外邸の庭はつつじが盛りで、彼は「離亭」で山陽のために送別の宴を設け、歓談した。山陽はいたく感激し、その所感を「下江過高槻訪藤井強哉」なる詩（七言律詩）にまとめたし、竹外も虫の知らせか、別離の寂寥を絶句に託し、「舟過江南第幾磯、応有落霞孤鷺影……」（「澠江送山陽先生遊浪華」と詠じている。山陽は大坂

に着くと、その足で大塩中斎（平八郎）を訪れた。中

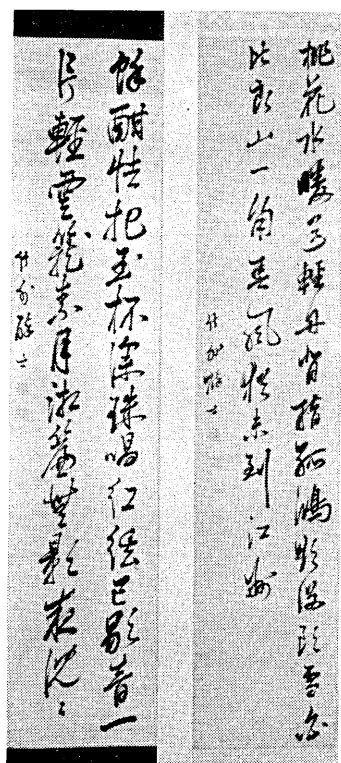
斎もまた高槻藩学に陽明学を講じ、門人に芥川庫次郎

（无咎）・柘植牛兵衛（連

城）・高階雄次郎（子収）ら

がおり、彼らもまた竹外と

親交があつたのである。



写169 藤井竹外の詩書
（岸田敏馬氏所蔵）

山陽の死は、竹外の心に大きな影を与えたにちがいない。竹外が第二の師に在京の梁川星巖を選び、なかば強引にその門を叩いたと伝えられるのも、山陽の遺志とかかわっていたであろう。そしてまもなく、天保八（一八三七）年二月十九日、大塩中斎は大坂市中で一揆の蜂起を敢行するのである。高槻藩はこの事態に転倒した。即日、蜂起鎮圧の部隊が組織され、隊長に中斎から親しく講学をうけた柘植連城が指名されたのも、藩内の狼狽ぶりと、連鎖的な動揺の防止への画策に集中したことを示している。竹外はしかしこれへの参加を拒んだ。これは竹外の学者らしい節操でもあった。と同時に、巷間伝えられる、西南方の黒煙を見て「中斎やりおったな」と呟いたというのも、「知行合一」の実践をつらぬいた中斎に対する「山陽門下」竹外の共感であっただろう。そして、それ以後の竹外をとりまく世情の変転は、自身の思想と生活とを、世俗的関心から遠ざけるものであったにちがいない。それは彼をますます詩作への没頭に追いこんだ。

諸書にみられる竹外の数々の「奇行」を、こうした藩士生活にたいするペシミズムに直結するのは浅薄かもしれない。しかし、詩作と酒にまつわる数々のエピソード、たとえば、当を得た詩句や推敲が浮かぶと、あたりかまわず「妙」と叫んだとか、裸足で山野を走り、泥酔して街頭に寝たとか、いささか誇張された彼の「個性」を語るものは別として、彼が城内や江戸の勤番を好まなかったこと、他藩の招きに応じなかったこと、権門の前では傍若無人に振るまったことなどは、彼なりの「生き方」につながるものといえようか。

江戸勤番中、銭湯で詩作にふけり、江戸屋敷への帰路を忘れて地図を開いてみていたら同僚に呼ばれ、気がつく、当の江戸屋敷の門前であったというのはあまりにも有名な話だが、ここではあまり知られていない話をもう一つ紹介しておこう

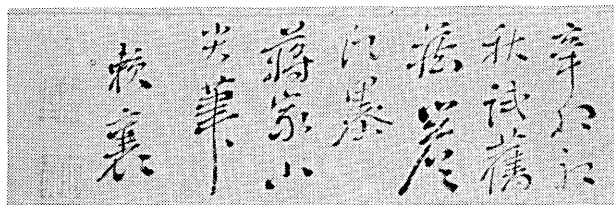
〔北本好武
前掲書〕。

ある年、竹外は芥川某と春の一日を金龍寺を訪れた。寺僧は両士に膳を供してもてなしたが、そのころ竹外はすでに酔態を呈していて、本堂の本尊の口に膳の魚骨をさしつけ、「金仏、これを喰え、喰え」と戯れた。折から住職があらわれたので、すかさず「脈々の光風は如何」と問答を仕掛けた。住職はこれに応じなかった。竹外は手にした扇子で住職の頬をハッシと打った。驚いた芥川は竹外を押しとどめて大いに陳謝し、早々退散したが家中では特別に問題にならなかったという。これは類話の多そうな筋書だが、後年芥川が「あんな弱ったことはなかったな」と述懐したというから、これは実話であろう。芥川某とは、あるいは芥川无咎かもしれない。

俗界には厳しい竹外も、家族に寄せる心情は細やかなものがあつた。長子貞臣（又一）は万延元（一八六〇）年から柳川藩の加藤氏に槍術の修行に赴いたが、上達に三年以上もかかった。竹外は心配のあまり、「貞臣には学問をさせたが成功せず、今は槍を学んでいるが難しいことらしい。早く『指南の勢い』を会得して、故郷の我々に刮目のわざを見せてほしい」という意味の詩を作って託している。

竹外は万延二（一八六一）年二月九日（又一修行中にもかかわらず）隠居願を出して、息子又一に家督を譲り、京都南禅寺、のちに洛中三本木に隠棲した。ここでは慶応二（一八六六）年七月二十一日没するまで、詩と書に明けくれる毎日であった。

後章でみるように、幕末の高槻は維新への激動の波に洗われた地域だったが、竹



写170 頼山陽の詩軸〔部分〕（岸田敏馬氏所蔵）

外はその渦中で風物と心情を詠む漢詩の世界に沈潜した。しかし、彼の生涯をとおしての山陽・星嶽との師弟の交わり、あるいは、節齋や春帆との交友の中で、鬱勃と湧きかえる社会批判の感情もまたおさえがたいものがあつたのである。有名な絶句「芳野」には、彼の勤皇思想が鮮明に表わされている。

芳野

吉野

古陵松柏吼天廳

古陵の松柏しょうぼう天廳てんどうに吼ゆ

山寺尋春春寂寥

山寺春を尋ねば春寂寥せまりよう

眉雪老僧時輟帚

眉雪の老僧時に帚はくを輟やめ

落花深处説南朝

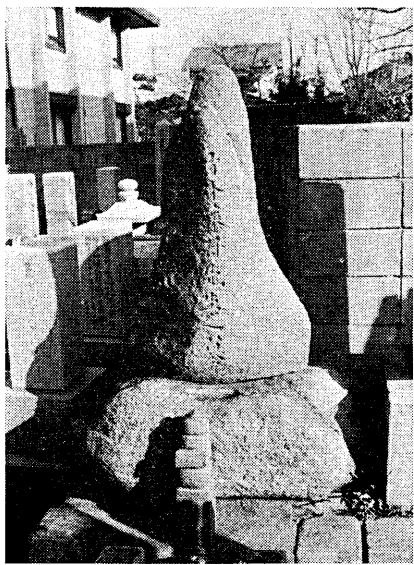
落花深き處ところ南朝を説く

（『竹外二十八詩稿』上巻第四〇）

吉野後醍醐天皇陵の前で落花を掃く白眉の老僧に竹外はなにを見ていたのであろうか。

「奉母遊天保山」の詩は、慶応二（一八六六）年六〇歳の竹外が八〇歳の母と天保山に旅行したときのものだが、この直後、自らが母に先だつて逝った。

竹外の遺体は北山乾性寺に、遺髪と印章は京都円山長樂寺頼山陽墓の側に葬った。乾性寺の墓はのち五輪塔を残して本行寺に移された。



写171 藤井竹外の墓
（本行寺内・市内大手町）

竹外の友人 藤井竹外の交遊は、その詩作を中心に士庶の間に比較的広く、面識・文通のあったと認めら
 とその門下 れるものはその数八〇名に及ぶといわれる〔北本好武 前掲書〕。しかしその性情からして、肝胆あい

照らすがごとき親交をもつものは稀であったと思われる。『竹外二十八詩稿』にみえる交友は、師頼山陽・
 梁川星巖のほか赤大路叔干・河野鉄兜・江馬細香・江馬天江・長田士仁・大倉袖蘭・神山鳳陽・斉藤拙堂・
 日根対山・名和士進・宮原節庵など七〇以上を数え、とくに頼家とは息子の子春（鴨屋・三樹三郎）や、子剛
 （支峰）・子常（立者）などに及んでいる。

京都の森田節斎とは、山陽の同門の誼もあり、なかでも親交が厚かった。節斎は大和五条の出身で名を謙
 蔵といい、竹外とは五歳若かったが、山陽門下屈指の文章家であった。その硬骨と偏屈、加えて傲慢不遜な
 人となりは、多くの人には敬遠の対象となった
 が、竹外は別で、その世俗欲を唾棄する潔癖さ
 でも、大の酒好きという点でも、大いに共通す
 るところがあった。竹外が梁川星巖を師と仰い
 だころ、毎日のように京都の星巖のもとへ詩稿
 を送り、添削を求めたことがあった。星巖はこ
 れをうるさがあったが、同じく教えを乞うていた
 節斎は竹外の人物や詩文を口を極めて推賞し、
 助力を促したという。竹外も会いたくなれば日



写172 藤井竹外の墓
 （乾性寺内・市内天神町一丁目）

夜を問わず、駕を飛ばして節斎宅を訪れ、酒瓶を囲んで連夜対飲することがあったという。まさに管鮑の交わりというべきである。嘉永七（一八五四）年刊行の『竹外二十八詩』序文は、節斎の撰にかかるとある。

高槻藩の家中では、大塩事件に連座した拓植牛次郎（蓮城）、芥川庫次郎（无咎）、高階雄次郎（子収）などとの親交は先きにも述べたが、わけても高階民太郎（春帆）とは親しかった。

高階春帆は、祖父を多助、父を敬山（左忠）といい家禄三三〇石。幕末の『高槻藩分限帳』〔野見神社文書〕によると、敬山は文政八（一八二五）年十一月家督を継いで給人鶴之間番、以来天保年中までに者頭席で入箇改役・町奉行・用人役・御勝手向取締頭取等を歴任、嘉永四（一八五二）年には中老にすすんだが、安政二（一八五五）年六月故あって免じられ（理由不詳、あるいは国訴などの責を負うたか）、謹慎のまま嫡子民太郎に預けとなり、翌年十一月隠居している。

この嫡子民太郎が春帆である。高階氏は代々学者を輩出した家柄のようで、寛延年間から文化年間にいたって活躍した高階秀実（永壺）・成秀（左忠）・秀典（主馬）はその系であると思われる〔高槻町誌〕。秀典は文化十二（一八一五）年に病没しており、秀典の墓碑を建立した秀昭が『分限帳』にいう「多助」であれば、この系はつながる。

民太郎春帆は幼時より竹外に詩を学び、江馬天江はこれを賞讃した。書は篠崎小竹に学び、また能筆であった。書風が竹外に似ていたのだ、ある人がその理由を質すと、春帆は笑って「自分は詩を竹翁に学んだのにそれが竹翁に似ず、書が似たというのは奇妙なことだ。」と答えたという。

春帆は文政八（一八二五）年の生まれであるが上級家臣子弟のならいとして、天保十二（一八四二）年一月数

元年一七歳で小姓にあがった。金七両二人扶持であった。嘉永二（一八四九）年には給人なみの鶴之間番となり、同五年、部屋住みのまま大目付格御使役となった。家臣としてはエリートコースの部類である。安政二（一八五五）年、父の知行召上げ隠居で家督を二〇〇石に減じられて継いだが、表方の軍事担当の上士としての扱いは変わらず、先手者頭として足輕を預けられている。幕末には小森氏や関氏と並ぶ者頭格の頭取として活躍、慶応三（一八六七）年十二月戊辰戦役の籠城では番頭代として城内会所に終日詰め、四方の御門や矢倉の固めを指揮している。旧来の家老衆はすべて老齢で隠居が多く、世情の急変には堪えられず、三島・関・片岡・長田など家老家の若い嫡子は医師・坊主などとともに二之丸で直諒の家族を守ったのである。この時、周囲の議論をよく統率して、藩の方向を勤王に決定させたのは春帆の努力によるという話【高槻町誌】は、刊本の発刊年紀が一九二六（大正一五）年であるのだから割り引くとしても、表方と奥向き、者頭衆・番頭衆から勘定方にいたる、いわば軍事と財政の双方に目のとどく位置にあった彼にしては、意志あらばやり得たことであろう。春帆は、維新後明治二（一八六九）年二月藩制の改革で家知事（旧用人格）に帰役、同三月番頭格として藩兵を預かり、京都勤番を命じられている。京都荒神口にて諸藩兵の教練関兵のあった



写173 高階春帆の墓
（伊勢寺内・市内奥天神町一丁目）

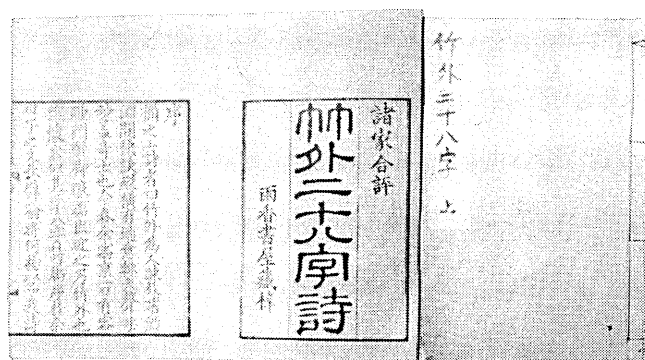
とき、春帆は大隊長として自藩兵を指揮し、進退その法に適って名声を博したというのはこのころのことであろう。同五月には副執事に任じられたが、六月議事所設置のための議人公選入札に際し退職、当選して参政に就任したが、まもなく廃藩で退役した。退役後は下野して魚屋町に私塾を開き、竹外の門下を結集して「竹外吟社」を設けて詩作を奨励した。晩年は妻子とも早く没し、独居自炊、自若の生活だったという。一九〇五（明治三八）年三月、八一歳で他界した。

竹外吟社の中心メンバーで、若くして竹外に教えを乞うたものに、市村謙一郎（水香）がある。水香は父を徳太夫（甘泉・大車）といい、大和郡山藩士で塚本氏の二男だったが、天保十二（一八四一）年市村家に入家した。藤川冬斎に陽明学を学んでいたが竹外とも親交厚く、それは墓碑銘の撰文を竹外自ら作るほどであった。市村家に入った翌年、長男謙一郎が生まれた。父は、息子を山陽門下の宮原節庵につけ、同じ陽明学を学ばせた。また藤沢東畝にも学んだという。詩は竹外はえぬきであった。一六歳で見附番雇で徒士席に列したが、まもなく安政五（一八五八）年十二月菁莪堂世話方見習となり、翌々七年には世話方本勤となって、以来幕末の一時期、納戸役・書物方を兼任するほか、もっぱら菁莪堂世話掛りとして藩学の育成につくした。明治二（一八六九）年八月病気で退隠、跡式を弟柔次郎に譲って、京都に居を移したが、一八九九（明治三二）年六月五七歳で病没した。生涯を儒学教育と竹外詩風の継承に努めた。竹外の没後明治四（一八七二）年に初刊を見た「竹外二十八字詩」後編は、生前の自選ではあるが、高階春帆と市村水香の校訂に同じく水香の凡例がついている。弟（甘泉二男）の柔次郎は、幕末の慶応三年藩の雇として西洋流（銃術）を修行していたが、明治二年兄のあとを継ぐとまもなく「菁莪堂授読」となり、父兄の遺志に報いている。

士分や学者のほか、竹外と交わりを厚くしたものに、東五百住村の医師田宮良吉（朗、号良月、杏庵先生）がある。良月はもと河内の田宮村の出身というが、城下近在の医師の中でも練達の声が高かった。竹外には詩作を学んだが、その交際は竹外からの書状に「驟涼不順医家珍重之秋と存候」（今年の秋はにわかに涼さが来て、医者にとってはまことに好都合と思われます）などとおどけて書くほどであった〔北本〕。主治医以上の間柄だったことがわかる。良月は、すでに初版の『竹外二十八字詩』前編の例言を担当しており、竹外門下としての地位はこのころすでに確立していたといえよう。良月は慶応三（一八六七）年四月十二日、竹外のとを追うように東五百住で他界した。

なお、明治の「竹外吟社」に結集したものは、和久光徳などの旧藩士だけとは限らず、近在の豪農層の人々も多かった。会員には磯村善三郎（星江）・大西恵一（水車）・奥野桃雨・森田大吉・磯村泰三（松外）・須川栄三郎がいたという〔高槻町〕。

菁莪堂と 高槻藩の家中教育機関である「菁莪堂」は、寛政年寺子屋 中、時の藩主永井直進によって設けられた。折から、老中松平定信の寛政政策の一環として、そのイデオロギー面での改革である「異学の禁」が断行された。幕府・藩の公式教学を朱



写174 竹外二十八字詩上巻（岸田敏馬氏所蔵）

子学に限り、官学昌平塾を中心に官吏登用試験も朱子学に統一しようとしたのである。諸藩でもこのため、藩学の改組・新設が相ついだ。近世を通じて全国の藩校は、その数二八〇余りに及ぶといわれているが、もっとも早い岡山藩の花鳥教場、会津藩の日新館など寛永期の創設は別として、そのピークが、一つは元禄期に、今一つは宝暦―天明から寛政期に集中していることは、藩校の設立が、天災や一揆を含む民政の全国的な動揺や、財政を中心とする藩政の破綻の時期に当たっており、藩情をめぐる危機感が、教学の振興と無縁でなかったことを示している。

菁莪堂の設立に当たって招聘された教授は、にもかかわらず古学派の三崎克謨（主礼）であった。克謨は高槻来校に際し、京都古義堂の伊藤善紹翁から、家蔵の孔子像（銅像）を授けられ、これを菁莪堂内に安置して世々これを伝祀したという。幕末の医師三崎主礼はその裔である。

異学禁令が教学界を席捲しているさなかに、譜代の要藩が古学を講ずる藩校を設けるなどは、いささか奇異の感なしとしないが、高槻藩の場合はこれより先、永井直期が享保十一（一七二六）年、伊藤仁斎の三男介亭を藩儒として迎えて以来の古学派の伝統があった。介亭は、東涯の異母弟で高槻に出講した時わずか一二歳であったという。のち、安永元（一七七二）年八八歳で没するまで、藩儒としての出講を続け、あるときは政務にも発言したというから、直期・直行・直珍・直進の四代の城主に進講したことになる。とくに第一〇代直進は明和八（一七七二）年四歳で家督、ほとんど幼時しか介亭との親交はなかったが、八歳で縁組み、一九歳で嫡子直興に恵まれながら、その後娘や正妻が次々と早世するという境遇の中で、詩歌・学問の道によりどころを求めたとき、その人生観に通ずるものは、朱子学よりも古学であったにちがいない。そしてそ

れは宝暦・天明期という民衆運動の高揚する時期でもあった。伝統的儒教による人民統制の破産も証明されつつあったのである。後代文人殿様といわれ、家中に学問を奨励し、自らも「葑莪堂」の墨書を残して、藩学開設を期した直進が、堀川古義堂の門人を藩儒に招くことにためらいはなかったと思われる。

葑莪堂は、城中三ノ丸内に別館を設けて開かれた。聴講は家中の子弟に限られ、八歳から一八歳までを修行年限とした。教官は主に古学を講じたが、後章にふれるように天保期には大塩中斎も出講して陽明学が広まり、その後亀田鵬斎の子綾瀬の門下並木晴宇（夾山）を招いたので折衷学派の影響も受けた。このころ、生徒を五級に分けて教授し、漢学四科（経学・史・詩・文章）および筆道・諸札などの学科があり、経費はすべて藩費だった。教官は総督以下三人、生徒およそ五〇〇人、このうち寄宿生が五〇人を数えたという。また天保以前には積算積菜の祭儀が例年行われ、春秋二回書院で試験が行われて各々賞賜があった〔北本好武「前掲書」〕。

教官のうちには、京・大坂から招いた講師も多かったが、葑莪堂の管理・運営はもっぱら家中の士を「葑莪堂掛り」「葑莪堂世話方」「同見習」の役に任じて当たらせた。これらにはさきにみた市村水香のような、扶持米取り家臣で御納戸役・書物役など奥向き用人の子弟があったようである。なかでも学識に群を抜いたものは、「授読」などに昇進し、教



写175 永井直進書「葑莪堂」（横山豊氏所蔵）

表75 幕末の寺子屋

村 名	教 師 ・ 主 宰	教 科	備 考
成 合 村	中林権兵衛	習字・読書・算術	別所村からも 文政期創設 男女200人
野 中 村	塚本新兵衛	習字・読書	
安 満 村	長谷部源二〔盤平塾〕	習字・読書・算術	
上 田 部 村	太田英造〔太田塾〕	—	
服 部 村	正恩寺（織氏）	—	
原 村	浄光寺	—（珠算）	珠算は浄光寺へ
	円證寺	習字・読書	
	三宅伊蔵	算術	
萩 谷 村	長賢寺	—	

注）『高槻通史』『清水村誌』による。

官に任ぜられたのである。

ちなみに、巷説善我堂が永井直興の創設とされるが、残存する堂玄関の書額や、明治に記された「孔聖銅像記」〔天坊幸彦『三島郡の史蹟と名勝』所収〕などからみて、永井直進の創設と考えたい。もちろん、若き日の直興がその設立のためにともに尽力したであろうことはいうまでもない。

こうした藩士対象の教育機関に対し、庶民のそれは寺子屋であった。

天坊幸彦博士の指摘をまっまでもなく〔天坊幸彦『高槻通史』〕、寺子屋については史料がはなはだ少ない。文献にみえるもののみを表七五にまとめてみた。このうち、塾名をもつ盤平塾や太田塾は大規模な私塾で、前者は別所・下・古曾部などの諸村から生徒が集まったといわれ、後者は文政期から創設され、幕末には男女生徒二〇〇人以上が学んでいたという。また原村では主として算術のみを講ずる寺子屋もみえ、萩谷村では珠算だけは服部村浄光寺へ習いに出かけるなど、教授内容の分化がみえてくるのは興味深い。後述の明治学制下の仮学舎に各村の寺院を多く使っている（Ⅷ編第二章

参照)のも、単に空間の便というよりも、各村での寺子屋の状況を受け継いでいるものと思われる。

寺子屋の教師には僧侶・神官のほか市井の篤学も当たったが、高槻の城下近辺では退隠した藩士(たとえば書物役・納戸役などの下吏)が開塾したと思われる。中でも算法は、地積・穀物容積・年貢勘定などを扱う村役人の子弟には必須の技能であったから、上層農民はその習得に力を注いだ。一方、藩にとってもこの点は同様だった。勘定方などの藩役人の蔵書には算法書が多いが、たとえば「寛政十三年正月写之」とある乾為美所持の『歩模二十五門』などが残っている〔横山家〕。農民側の場合ほもとと現実的で『当流算梯』(二冊本)などが普及した。これは箔積(面積)・普請方・倍增(除積法)・合否(検算)・枘積(体積)・地方などの章に分かれ、明らかに農政実務に対応した算法であった。

地域的影響は定かでないが、藩士佐藤為房の二男で茂春なる者は元禄・宝永期に活躍した算法家で、古郡(正徳三)享保五年の天領代官古郡文右衛門か。一説に彦右衛門ともいう)に算法を修め、代数学者の沢口一之の門下となり『和解図式算法天元指南』を著したという。

幕末の藩 江戸時代、儒者とともに医師も知識階層の一つであった。とくに享保以後、將軍吉宗によって蘭書輸入の禁制が緩和されると、西洋の高度な科学的知識が流入し、これ以後蘭方医学が発達し、幕末には諸藩ともこれらの蘭学修業を終えた医師を抱えるようになった。

高槻の藩医に、いつのころから蘭方医が参加したかは定かでない。『高槻町誌』などにみえる限りでは、文化文政期から藩医である宮本元甫がまず著名である。元甫はもと美濃大垣藩士田結氏の裔で宮本姓を継ぎ、はじめ菱田重明に漢学を学んだが三六歳のとき発起して長崎表に留学、吉雄如淵に蘭法を学び、帰京後新

表76 幕末の主な藩医

氏 名	禄 高	慶応 末年	医 師 出 仕 年 代	戊辰 籠城	備 考
三崎 主礼 (善之丞)	100石	成業	文久2 御医師	○	父は儒者、戊辰後脱藩か
和田 拙斎 (省之進)	100石	◇	天保7 御医師 同12 表医師	○	近習目付格、嘉永6内 願不都合 父義遷
瀬川 泰順	100石	◇	安政3 医師召出		慶応3 父淳庵家督
渋谷 元仲 (靱負)	90石	◇	弘化4 御医師 文久3 表医師	○	近習自目付格、 嘉永2 父元明家督
坂本 元順	85石 薬種科5両	◇	天保12 医師召出		嘉永元 父了庵家督、 近習目付格
鈴木 修次	60石	◇	天保15(家督) 文久3 表医師	○	天保15 父周次家督 安政3 順番
氷室 太一 (又四郎)	60石	◇	安政4 (家督)	○	安政4 父太一家督
松井 見隆	50石	◇	嘉永5 (家督)	○	嘉永5 父彦作家督 慶応4 病没
伊良子全亭 (价)	17人扶持	◇	嘉永4 (跡式)	○	嘉永4 将監休足跡式 安政3 順番
本多 道安	12人扶持 薬種科5両	◇	弘化4 御医師召抱		御防場中出火御供
萩野 修策	10人扶持	◇	安政4 御医師格		安政4 父主馬家督、 同5 順番
松井泰一郎	9人扶持	修行中			明治2 父見隆家督、 幼年中知行預
潟上 玄悟	7人扶持	成業	万延元 御医師格		万延元 父道寿跡式、 慶応3 順番
杉本 退藏	8人扶持	◇	安政4 医師召抱	○	同年 順番
宮本 強哉 (虎太郎)	7人扶持	修業中	慶応2 医道修行		慶応2 父元甫跡式、 英学修行 明治2 浪花にて修 行、月給 2両
長野仲三郎	7人扶持	成業?	安政5 医道修行		弘化4 父仲達跡式、 明治元 給人格 明治2 成人、扶持戻
雨森 良寂 (小三次)	7人扶持	修業中	弘化3 修行		弘化3 父耕作跡式
本多 文安	7両2人扶持	◇	安政5 修行 元治元 御医師末席		明治元 英学修行 明治2 浪花にて修行

注) 「高槻藩分限帳」(野見神社文書)による。

宮庭涼の推挙で高槻藩医となったという。著書に『産科須知』があり、慶応二（一八六六）年七〇歳で没した。藩では蘭方の講学も行った。表七六は『高槻藩分限帳』〔野見神社文書〕から抽出した幕末期の主な藩医の一覧だが、ここにも元甫の嫡子虎太郎が父の没後英学を修行、のち廃藩まで大坂で修行を続けているのがみえる。

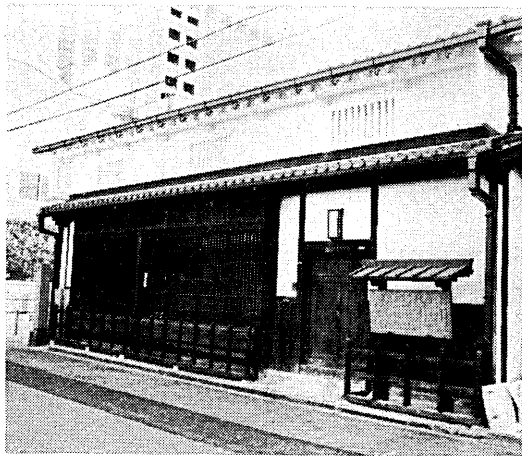
この表に明らかなように、幕末における藩医は、一〇〇石取りを頂点とし、一七人扶持を下限とする給人格、その上位は近習目付に格付けされた伝統的家臣団の系に属する医師と、幕末の軍事的・警備的要請も含めつつ、途中で召し抱えられた扶持米取り医師、さらにこれらの子弟で修行中のものに分かれる。

藩から医学修行に派遣されている四名のうち半数が洋学修行を明らかにしており、幕末のこの問題についての藩の動向をうかがわせてくれる。成業者のうち、給人格の医師の大部分が戊辰戦役の際城内に籠っている（瀬川泰順は若年、坂本元順は新参の若年であり、おそらく京・江戸屋敷付ではなかったか）のは身分上当然のことだが、この中に少なくとも二名の蘭方医が含まれていることがわかっている。杉本退蔵と三崎主礼である。

杉本退蔵は服部村の出身であった。安政四（一八五七）年六月、高槻藩では蘭方医を一人召し抱えたいという要望があり、大坂適塾の緒方洪庵に打診した。洪庵はさっそく城下近隣の服部村に本貫をもつ退蔵を紹介した。退蔵は本村が加納藩領であることを慮って佐太役所の了解を求め、あらためて高槻藩へ奉公を返答した。『分限帳』では召抱えの日は六月十五日とあるが、「順番」（医師団中の診療当番順序）もあり、筆頭からの席順でもある）は追って申し付けることになっている。やがて七月上旬、正式の達しが来て、退蔵は藩医に奉職した。村内では通称新左衛門といったようで、洪庵からも村方あてに照会・依頼が来ている。退蔵はおそらく外科に長じていたと思われ、籠城にも参加、のちに「御防場中出火御供（京火消役随行）」として召し

抱えられた本多道安とも相役で勤務している。

三崎主礼は知行一〇〇石、藩校菁莪堂教授の家柄で嘉永元（一八四八）年には父主礼（省吾）のあとを継ぎ給人広間番となった。しかし彼は立場に似ず熱血漢であったようで、藩政に不満があったらしく、安政三年六月旅行中の藩主のもとに目通りしようとして押えられ、さらに安政五年には「身持不慎」として御番頭の職を取り上げられ、他出留めの処分にあっている。内容は不明だが、主礼要求の一つに、菁莪堂教授などの家職への疑念があり、放免を望んでいたことが推察される。一説には、安政元（一八五四）年九月のプチャーチン艦隊天保山入港事件に参加、藩兵の無力さを見、足輕の処刑を手がけるなどして士分の活動に疑問を持った羊太郎（主礼の別称）が許可を得て京の竹中文御（漢方医）につき、のち大坂の華岡青州の門をたいて医学への道を歩んだという〔宇津木秀甫「幕末の藩医三崎羊太郎」広報た。かつき第二六〇号、昭和四五年七月一〇日〕。主礼が実際に医道を志したのは安政七（一八六〇）年で、二月には藩から修行を命じられ、文久三（一八六三）年十一月成業して藩医に任じられている〔高柳藩分限帳〕。なお、主礼は明治二年七月にも藩政を憂うるあまり脱藩東上して越訴し、処分されているが、まもなく民知事に選挙されたのである。



写176 適

塾（大阪市東区）

そのほか漢方医では、寛政九（一七九七）年二月御医法眼として宮中に奉仕した戸田（旭山）・東洞門下の和田泰純がおり、その孫の東堂（拙斎）は表方医師として名声高かったという。そして彼もまた嘉永六（一八五三）年には「内願不都合」として家老の沙汰をうけているのである。

藩医の個々の事蹟や、医学上の位置、在方の医師の実情などはまだ充分わかっていない。藩医の多くは父祖伝来の業を修め、父の家督後に「御医師」身分を得て、登城するというのが通例であった。しかし中には、三崎主礼のように社会状況の変転に触発されて医師を志すもの、宮本元甫のように不惑近くの年齢で蘭学に転向するもの、和田拙斎のように漢方を墨守しながらも名医とうたわれるもの、と様々ながらも維新期藩政の展開に小さくないかわりを持ち、その意味で医術とともに近代の高槻の文化水準の一つの礎となった人々もいたのである。